

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(第2事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(第3事件)

国側当事者・国(渋谷税務署長事務承継者品川税務署長ほか)

令和2年6月11日一部認容・棄却・控訴

判 決

第1事件原告 甲
第2事件原告 乙
第3事件原告 丙
上記3名訴訟代理人弁護士 李 春熙
被告 国
同代表者法務大臣 三好 雅子
第1事件及び第2事件処分行政庁

渋谷税務署長事務承継者

品川税務署長

石井 肇

第3事件処分行政庁

芝税務署長

成相 宏

同指定代理人

別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 渋谷税務署長が平成26年3月31日付けで第1事件原告に対してした平成23年分の所得税の更正処分のうち、雑所得16億7792万6670円、納付すべき税額(予定納税額控除後のもの)7億0599万0200円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分のうち、6378万3500円を超える部分を取り消す。
- 2 第1事件原告のその余の請求並びに第2事件原告及び第3事件原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1事件原告に生じた費用の20分の19、被告に生じた費用の200分の133を第1事件原告の負担とし、第2事件原告に生じた費用の全部及び被告に生じた費用の5分の1を第2事件原告の負担とし、第3事件原告に生じた費用の全部及び被告に生じた費用の10分の1を第3事件原告の負担とし、その余の費用を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 渋谷税務署長が平成26年3月31日付けで第1事件原告(以下「原告甲」という。)に対してした平成23年分の所得税の更正処分のうち、雑所得1172万0357円、納付すべき税額(予定納税額控除後のもの)3950万7800円を超える部分及び過少申告加算税の賦

課決定処分を取り消す。

- 2 渋谷税務署長が平成26年3月31日付けで第2事件原告（以下「原告乙」という。）に対してした平成23年分の所得税の更正処分（ただし、平成27年11月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち、雑所得141万6728円、納付すべき税額（予定納税額控除後のもの）250万2400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、同日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 3 芝税務署長が平成26年3月31日付けで第3事件原告（以下「原告丙」といい、原告甲及び原告乙と併せて「原告ら」という。）に対してした平成23年分の所得税の更正処分（ただし、平成27年11月18日付け裁決により一部取り消され、平成28年5月27日付け更正処分により減額された後のもの）のうち、総所得金額162万9950円、納付すべき税額1万2600円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、同日付け更正処分により減額された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、外国金融機関のグループ企業に資金運用を委託していたところ、当該企業の役員又は職員の不正により資金が消失したことにつき、原告らほか1名が当該企業の外国支店から和解に基づき支払われた9882万米ドル（以下「本件和解金」という。）が課税所得に当たるとして、それぞれ平成23年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、本件和解金は課税所得には当たらないなどとして、これらの処分（ただし、原告乙については平成27年11月18日付け裁決により一部取り消された後のもの、原告丙については同日付け裁決により一部取り消され、平成28年5月27日付け更正処分により減額された後のもの）のうち、原告ら主張額を超える部分の取消しを求める事案である。

（以下、上記各所得税更正処分を「本件各更正処分」といい、個々の原告に係る所得税更正処分を「原告甲更正処分」などという。また、上記各過少申告加算税賦課決定処分を「本件各賦課決定処分」といい、個々の原告らに係る過少申告加算税賦課決定処分を「原告甲賦課決定処分」などという。さらに、本件各更正処分と本件賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）

1 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙2に記載のとおりである（なお、同別紙中に定義した略称等は、以下本文においても同様に用いることがある。）。

2 前提事実（証拠等を掲げていない事実は当事者間に争いがない。）

（1）当事者等

ア 原告甲は、酒類販売フランチャイズチェーン「A」を経営する株式会社B（後に商号を「株式会社A」に変更。以下「B」という。）の創業者であり、原告乙は、原告甲の妻である。原告丙は、原告甲及び原告乙の二男である。原告甲と原告乙の間には、原告丙のほか、長男である訴外丁（以下「訴外丁」といい、原告らと併せて「甲家4名」という。）がいる。

イ C（以下「C」という。）は、フランス共和国の金融機関D（以下「D」という。）のグループ企業の一つであり、銀行業務、証券業務等を行う総合的な金融機関として、個人向けのサービスであるプライベート・バンキング業務、すなわち、主に一定額以上の

金融資産を保有する個人富裕層を対象に、預金等の通常の銀行業務に加え、証券の売買・管理等の資産運用業務、不動産管理、相続、税務に係る手続等、総合的な金融サービスをオーダーメイドで提供する業務を行っている。

E銀行（以下「E銀行」という。）は、Dの中心となる事業体であり、昭和48年に開設した東京支店では、現在、大手企業への融資を中心とした法人向けの業務のみを行っているが、一時期限定的に、個人向けの業務であるDのプライベート・バンキング業務についての日本国内における窓口となっていた。

(2) 原告らの口座

ア 原告らは、以下の各口座（以下「本件各口座」という。）を開設していた。

(ア) C香港支店に開設していた口座（以下「C香港口座」ということがある。）

a 原告甲名義

口座開設日 平成11年8月26日

口座番号 ●●●●

b 原告乙名義

口座開設日 平成11年11月17日

口座番号 ●●●●

c 原告丙名義

口座開設日 平成12年3月15日

口座番号 ●●●●

(イ) Cシンガポール支店に開設していた口座

a 原告甲名義

口座開設日 平成13年4月5日

口座番号 ●●●●

b 原告丙名義

口座開設日 平成12年11月3日

口座番号 ●●●●

イ 本件各口座は、一般的に「プライベート・バンキング口座」と呼ばれ、プライベート・バンキング業務に係る総合的なサービスを提供するための、預金口座や証券口座等の機能を有している。

(3) 甲家4名がCに運用を委託した経緯、運用状況等

ア 運用委託の勧誘及び運用約束

F銀行株式会社のプライベートバンク部門において甲家4名の担当者であった戊（以下「本件運用担当者」という。）は、E銀行東京支店に転職した平成11年、当時Cシンガポール支店長兼Dのプライベート・バンキング事業のアジア地域代表であったG（以下本件運用担当者と併せて「本件運用担当者ら」という。）とともに、Bの事務所において、原告甲に対し、甲家4名の資産について、Dへの運用委託の勧誘を行い、マネー・マネジメント・ファンド（一般に、短期金融手段に投資する金融商品のことをいい、安定性及び流動性が高いとされる。以下「MMF」という。）による年利7.5%の運用を保証する旨約した（以下、MMFとして運用し年利7.5%を保証する旨の本件運用担当者

らによる約束を「本件運用約束」という。)

原告甲は、本件運用約束に基づいて元本保証の上年利7.5%で運用されるという理解の下に、平成11年8月、Cに対する資産運用の委託を開始した。

なお、本件運用約束は口頭で行われ、また、甲家4名がCに対して資金運用を委託する際の契約も口頭で行われており、本件運用約束を始め、Cとの資金運用に係る契約内容を示す書面は存在しない。

イ 甲家4名によるCへの運用資金の預入れ

原告甲は、平成11年8月、Cに対する資金運用の委託を開始し、E銀行東京支店における原告甲名義の口座に資金を預け入れた。その後、原告乙、原告丙及び訴外丁も、それぞれCに対して資金運用の委託を開始し、それぞれ同支店における各人名義の口座に資金を預け入れた(以下、同支店における甲家4名名義の各口座を総称して「E銀行東京口座」という。)

ウ 甲家4名の資金に係る実際の運用方法等

甲家4名の資金については、本件運用約束によるMMFが組成されることはなく、本件運用担当者らの判断により、レバレッジ取引(借入金を利用して自己資金以上の額で行う取引)が行われていたほか、特に原告丙名義のC香港口座では、典型的なキャリートレード(低金利の日本円を借りて外国の高金利金融商品を購入する方法)が行われていた。

上記のような運用の結果、平成14年頃になると、業績の悪化等により、本件運用約束どおりの運用実績(年利7.5%)が付与できない状況になり、また、レバレッジ取引による借入利息の支払や、リーマン・ショックによる評価減に加えて、甲家4名の指示により多額の出金を行ったことなどにより、本件各口座における甲家4名の資金は減少していった。

エ Cに運用を委託した資金に係るステートメントの送付状況等

甲家4名がCに運用を委託した資金に関する運用状況又は残高を示すステートメント(運用に係るポートフォリオに関する報告書並びに運用を委託した資産に係る入出金及び残高の報告書をいう。以下同じ。)は、運用開始当初、C香港支店及びCシンガポール支店(以下「C各支店」という。)から原告らの住所地に送付されていた。

しかし、本件運用担当者は、本件運用約束どおりに運用されていないことを隠して甲家4名との取引を維持するため、C各支店が正式に発行したステートメント(以下「正規のステートメント」という。)の送付先を、甲家4名の関知しない私書箱に無断で変更した上で、私書箱に送付された正規のステートメントを回収し、正規のステートメントに代えて、本件運用担当者が運用状況、口座残高等を偽造したステートメント(以下「偽のステートメント」という。)を、甲家4名に送付し、又は手渡していた。

オ Cに運用を委託した資金の運用益に係る原告らへの課税状況

原告らがCに対して運用を委託した資金に係る運用益について、本件和解金に係る課税を除いて、これまで原告らに源泉徴収及び確定申告を含めたいかなる態様でも、我が国の所得税が課されたことはない。

(4) 本件和解金が支払われることになった経緯等

ア Cに運用を委託した資金に損失が生じていることが発覚した経緯等

(ア) 平成22年2月、本件運用担当者が甲家4名に送付した同月24日付けの書面（同月26日頃原告丙が受領）を契機として、甲家4名がCに運用を委託した資金に損失が生じていることが発覚した。

なお、本件運用担当者は、上記書面を送付した時期と同じ頃、D関係者より甲家4名の資産に係る問題につき責任を迫及されることを恐れたこと等により、Cシンガポール支店を退職し、Dを離職した。

(イ) その後の手続等を経て、本件各口座の口座残高がC各支店から、甲家4名に対し開示された。原告らの2010年（平成22年）3月31日の本件各口座の口座残高は、日本円のほかに、外国通貨（米ドル、オーストラリアドル（以下「豪ドル」という。）、ニュージーランドドル及びユーロ）で構成されており、原告ら各人別の残高の金額は、以下のとおりであった。

a 原告甲

3億7060万3779円、12万6876.24米ドル、37万8193.75豪ドル及び2942.35ニュージーランドドル

b 原告乙

4068万4324円、1461.27豪ドル及び104.74ニュージーランドドル

c 原告丙

2811万1219円、130.95米ドル、2179.63豪ドル及び102.50ニュージーランドドル

イ 和解交渉の経緯

(ア) 甲家4名は、平成22年3月頃、香港において資格を有する外国弁護士H（以下「H弁護士」という。）に、運用を委託した資金に損失が生じていたこと等に係るC各支店との交渉等の業務を依頼した。

(イ) a C各支店は、上記（ア）の依頼を受けたH弁護士による交渉（以下、H弁護士が依頼を受けてから、甲家4名とC各支店との間で和解が成立するまでの交渉を「本件和解交渉」という。）を受け、会計監査等の業務を行うI（以下「I」という。）に依頼して、C香港口座の様々な入出金について開示し、甲家4名が受け取るべき資産の分析を行うことを目的とした外部調査を行った。

Iは、Cに残された記録を調査するとともに、別途、甲家4名から、本件各口座に係る入出金の取引内容についての回答を得るなどして、2010年（平成22年）11月4日付けで、C香港口座に関する調査報告書（以下「本件I報告書」という。）を作成した。

b 本件I報告書の概要は、以下のとおりであった。

(a) 目的

本件I報告書の目的は、C香港口座の様々な入出金を開示して、口座における純資産の動きを確認し、甲家4名が受け取るべき資産の分析を行うことである。

(b) 甲家4名が受け取るべき資産の算定方法

基本的な方法は、甲家4名の住所が私書箱に移転された日（原告甲及び原告乙については2002年（平成14年）1月8日、原告丙については2006年（平成18年）4月3日）の直前の月末の預託資産を調査し、この調査による金額に、甲家4名の住所が私書箱に移転された後の入金額を加算し、出金額を減算することにより、2010年（平成22年）6月30日にC香港口座にあったと考えられる仮定の残高（以下「報告書想定残高」という。）を計算するというものであり、詳細は次の①から⑤までのとおりである。

- ① Cの記録を分析し、甲家4名により入金又は出金された全ての資産を特定し、これが月末時点のステートメントと一致していることを確認する。
- ② 甲家4名から弁護士やコンサルタントを通じて提供を受けた、入金又は出金の記録と思われる明細とCにおける記録とを照合し、関連する表には、当該明細と当該記録とが一致するか否かを表記して、一致しない場合には、Cの記録だけを基にして分析する。
- ③ 口座開設時の預託金額について、初期の口座明細（アカウント・ステートメント）がCの内部記録と整合するかを確認し、また、住所が私書箱に変更されるまでの各月の変動が、入金及び出金、為替レート及び投資商品の市場価格の変化と合致しているかを確認する。
- ④ 甲家4名の住所が私書箱へと変更される前に行われた全ての取引が、甲家4名の完全な了解と合意に基づき、正当に行われたものと扱い、また、本件運用担当者が甲家4名の代理としてシンガポールに開設した口座の入出金のうち甲家4名各人が了解等をしなかったものは、本件I報告書から除外する。
- ⑤ 本件I報告書では、2010年（平成22年）6月30日時点の為替レートを使用して、各口座の基準通貨である円に換算する。

(c) 口座における入出金の状況及び報告書想定残高

原告らの入金又は出金について、甲家4名がCに提供した情報と照合し、原告らの報告書想定残高を、日本円換算で以下のとおりとした。

原告甲 30億5436万2215円

原告乙 4億8600万8151円

原告丙 4億1502万5671円

(ウ) H弁護士は、本件I報告書を踏まえ、C各支店の代理人である香港の法律事務所J（以下「J」という。）との間で本件和解交渉を進め、その中で次のようなやり取りが行われた。

- a C各支店は、2011年（平成23年）1月、甲家4名に対し、元本金額と典型的な無リスク投資に係る利益を加えた金額として、6500万米ドルを支払うという提案を行った。
- b H弁護士は、2011年（平成23年）3月3日付けで、Jに対し、専門家による報告書を添付した書簡を送付した。同報告書には、甲家4名のような保守的投資家にとって典型的な戦略では、年率4%を超える利益を生み出すといわれる債券への投資で構成されるであろうこと、及び、甲家4名に課されていたアドバイザー手数料及

び甲家4名名義の口座へのレバレッジに基づき、年率2.5%の追加的な利益が発生したであろうことが示されていた。

- c (a) Jは、2011年（平成23年）3月18日付けで、H弁護士宛てに書簡（以下「本件J書簡」という。）を送付し、本件I報告書を基に計算された元本金額合計4540万米ドル相当と、2010年（平成22年）12月31日までの未払利息合計1160万米ドル相当とを、甲家4名名義のC香港口座に直接計上する方法で入金することを通知した。
- (b) 本件J書簡の概要は、以下のとおりである。
- ① C各支店も本件運用担当者の被害者であることから、甲家4名とC各支店とは、公平な合意を締結するという共通の目的を有しているといえる。
 - ② C各支店の現時点における金額に対するアプローチは、元本金額を計算し、これに係る投資に対する利益に相当する金額を加えることである。C各支店は、甲家4名に提示される利益の額は、C各支店に投資した際に合理的に期待したであろう金額に対応しなければならないと考えている。
 - ③ これまでの本件和解交渉において表明された甲家4名の立場は、甲家4名がその資金を無リスクかつ長期的なものとして投資することを意図していたというものであった。これに基づき、C各支店は、典型的な無リスク投資のいかなる収益より高い金額である、少なくとも6500万米ドルを支払うという提案を行った。
 - ④ 一方で、前記bの専門家による報告書では、甲家4名のような比較的低水準のリスクのみを常に受容する保守的個人投資家にとって、典型的な戦略は、推定では年率4%超の利益を生み出すといわれる日本円建てのKへの投資で構成されるであろうこと、並びに、C各支店から甲家4名に対するアドバイザーサービス及び導入されたレバレッジに基づいて、年率2.5%の追加的な利益が発生したであろうことが示されている。しかし、上記の投資戦略は、複数の理由から、適切な選択でなく実現も困難であり、また、上記で示された利益についても正しいかどうかの検証ができず、達成できる保証はないものである。
 - ⑤ また、甲家4名は、これまでに負担した取引手数料等と、期待投資利益の両方について請求しているように見えるが、そのような請求は二重計上の要素を含むものである。
 - ⑥ しかしながら、C各支店は、それらの請求が和解交渉のための合理的アプローチを採用することについて多くの議論が交わされた後の明白かつ具体的な甲家4名からの歩み寄りであることに着目している。そのため、C各支店は状況を更に見直し、少なくとも6500万米ドルを支払うという前記③の提案に修正を加える用意がある。
 - ⑦ まず、C各支店は、C各支店の公約及び誠実さを示すものとして、甲家4名に対し、2010年（平成22年）2月26日の為替レートを適用した合計4540万米ドルに相当する各国通貨建ての金額（元本）の中間支払を行うことを提案する。

さらに、同年12月31日までの未払利息も支払う。当該未払利息は、対応する1か月物日本円及びその他の通貨LIBOR並びに1か月物米ドルT-Billを参照したリスク・フリー・レートに基づき各国通貨建てで計算され、同日の為替レートを適用して合計1160万米ドルに相当する金額（利息）となる。

上記の元本及び未払利息は、本件J書簡の日付から6香港営業日以内に、C香港口座に直接振り込むことにより支払われる。

上記の支払は、裁判が不可避となった場合に、損害賠償の支払の一部として扱われるものとするを甲家4名が認めることを前提とする。

d C各支店は、平成23年3月28日、本件J書簡による通知に基づき、原告ら名義のC香港口座に入金を行った（以下、この入金に係る金額を「3月28日分」という。）。3月28日分は、円に加え外国通貨（原告甲及び原告乙は米ドル、原告丙は米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル及びユーロ）により支払われた。

e 原告丙及び訴外丁は、平成23年4月、香港でC各支店との交渉に立ち会い、3月28日分では了承できない旨の甲家4名の意向を伝え、本件和解交渉は継続された。

ウ 本件和解の成立

(ア) 甲家4名及びC各支店は、平成23年11月14日付けで「SETTLEMENT DEED」に署名し、C各支店が甲家4名に対し総額1億0500万米ドルを支払う旨の和解（本件和解）が成立した。

その後、C各支店は、本件和解に基づき、H法律事務所（以下「H事務所」という。）の顧客口座に3995万米ドルを振り込んだ（以下、この振込みに係る金額を「最終支払分」という。3月28日分と最終支払分を合わせたものが本件和解金である。）。

(イ) 本件和解の内容は、要旨以下のとおりである。

a 本件和解は、甲家4名、C各支店及びDを含むいかなる当事者によるいかなる責任も認めるものではない。

b C各支店は、甲家4名に対し、総額1億0500万米ドル（以下「本件和解金総額」という。）を、以下の構成で支払うことに合意する。

(a) 2011年（平成23年）3月28日にC各支店により支払われた5887万米ドル相当（3月28日分）。

(b) 2010年（平成22年）3月31日現在で本件各口座に残る総額618万米ドル相当。

(c) 最終支払合計3995万米ドル（最終支払分）。

また、1億0500万米ドルには、甲家4名及びその法律アドバイザーが最終支払分の支払日までに未払い、支払済み又は負担すべきである、専門家に対するあらゆる報酬、その他の費用、利息及び関連支出の対価として、200万米ドルが含まれているものとみなされる。

c 和解金の支払は、甲家4名のあらゆる請求を完全かつ終局的に満足させるものとし、また、当該和解金の支払には、甲家4名がC各支店及び関連する会社に対して請求す

ることができる可能性のあるあらゆる損失、損害、費用、支出、利息その他の金銭上の請求に対する対価が含まれるものとする。

- d 甲家4名が本件和解に基づく義務に違反していないことを条件に、C各支店は、L（銀行）におけるH事務所の顧客口座名義の口座に対し、前記b（c）の最終支払分を本件和解の成立から7日以内に支払うものとする。
- e 本件和解に別段の定めがあるものを除き、C各支店及び甲家4名は、和解金の請求、本件和解の準備、交渉及び締結並びに本件和解に基づく義務の履行に関連して発生する自身の法務費用その他の費用について、自己負担するものとする。

エ 本件和解後の指示等

(ア) 甲家4名は、本件和解の成立後、H事務所に対し、H事務所の顧客口座に振り込まれた最終支払分について、甲家4名の間での分配方法が決定するまでの間、当該口座で保管するよう指示していたが、2011年（平成23年）12月12日付けの「改訂指示書」と題する書面（以下「本件改訂指示書」という。）により、以下のとおり指示内容を変更した。

- a 最終支払分3995万米ドルがH事務所の顧客口座に送金されたとき、460万米ドルを全ての経費（法律フィー、コンサルタント、アドバイザー等専門家のフィー。以下「本件弁護士報酬」という。）として差し引くこと。
- b 460万米ドルから92万3506.34米ドルを、原告甲がH事務所や第三者である専門家コンサルタント、アドバイザーへ2011年（平成23年）11月14日までに既に支払った費用の合計として、原告甲に払い戻すこと。
- c 460万米ドルから、H事務所がM（H弁護士を甲家4名に紹介するなどした者。以下「M」という。）へ支払うべき15万米ドルを差し引くこと。

(イ) 甲家4名は、H事務所に対して、本件改訂指示書と同日付けの「D I R E C T I O N」と題する英文の書面（以下「本件指示書」という。）により、最終支払分3995万米ドルのうち3535万米ドルについて、次の金額を、甲家4名名義のC香港口座へそれぞれ入金するよう指示した（以下、本件指示書によりC香港口座への入金を指示した各金額を「本件指示書分」という。）。

原告甲 1220万2631米ドル
原告乙 574万9167米ドル
原告丙 413万8208米ドル
訴外丁 1325万9994米ドル

(ウ) さらに、原告甲は、H事務所に対し、本件改訂指示書及び本件指示書と同日付けの指示書により、最終支払分の支払がされたときに、107万2048.76米ドルを原告甲名義のC香港口座（口座番号●●●●）へ払い戻すよう指示した。

(エ) 甲家4名は、最終支払分から本件弁護士報酬460万米ドルを差し引いた残額3535万米ドル（本件指示書分）について、前記（イ）の指示のとおり、各人名義のC香港口座にそれぞれ送金を受けた。また、原告甲は、上記（ウ）の指示のとおり、払戻金107万2048.76米ドルについて、原告甲名義のC香港口座に送金を受けた。ただし、上記のC香港口座への送金の日は、いずれも2011年（平成23年）12月1

9日であり、また、送金を受けた各金額は、いずれも本件指示書分より50.74米ドル少ない金額であった。

オ 甲家4名が本件和解金を得るために支出した費用

甲家4名が本件和解金を得るために支出した費用は、次の(ア)から(オ)までのとおりである。

(ア) 本件弁護士報酬460万米ドル

(イ) 原告らが本件指示書分に係る送金を受ける際にそれぞれ差し引かれた手数料相当額各50.74米ドル

(ウ) 原告甲がMに対して支払った活動費用等1700万円

(エ) 原告甲がN税理士法人(後に商号を「O税理士法人」に変更。以下「O」という。)に支払った報酬86万7000円

(オ) 原告丙が本件和解交渉のために香港に渡航した費用等23万5839円

(5) 課税処分等の経緯

ア 原告らは、平成24年3月15日、それぞれ別表1から3までの「確定申告」欄のとおりの内容の平成23年分の所得税の確定申告書を渋谷税務署長又は芝税務署長に提出した(甲12~14、乙4、9、11)。

イ 渋谷税務署長又は芝税務署長は、平成26年3月31日付けで、原告らの平成23年分の所得税について、それぞれ別表1から3までの「更正処分等」欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件各更正処分等)をした(乙3、8、10)。

ウ 原告らは、平成26年5月16日、本件各更正処分等について、それぞれ渋谷税務署長又は芝税務署長に対し、異議の申立てをした(甲1)。

エ 渋谷税務署長又は芝税務署長は、平成26年8月8日付けで、上記ウの各異議の申立てについて、いずれも異議を棄却する旨の決定をした(甲1)。

オ 原告らは、上記エの各決定について、平成26年9月8日、それぞれ審査請求をした(甲1)。

カ 国税不服審判所長は、平成27年11月18日付けで、原告甲の審査請求を棄却し、原告乙及び原告丙の各審査請求については、別表2及び3の「平成27年審査裁決」欄記載のとおり、一部を認容し、その余を棄却する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をした(甲1)。本件裁決に係る裁決書謄本は、同年12月4日付けで、原告ら代理人に宛てて発送された(甲2)。

キ 原告丙は、平成28年3月11日、芝税務署長に対し、平成23年分の所得税について更正の請求をし、芝税務署長は、原告丙に対し平成28年5月27日付けで別表3の「再更正処分等(更正の請求)」欄のとおり、平成23年分の所得税について減額する更正処分及び過少申告加算税の変更決定処分(以下「原告丙再更正処分等」という。)をした(乙1、2)。

ク 原告らは、平成28年6月2日、本件訴えを提起した(ただし、本件訴え提起時の請求は、いずれも別表1から3までの「確定申告」欄の納付すべき税額を超える部分の取消し及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求めるものであった。顕著な事実)。

ケ 原告らは、平成29年3月15日付けで、それぞれ渋谷税務署長又は芝税務署長に対

し、別表1から3までの「更正の請求」欄記載のとおり、各更正の請求をした（甲42の1～3）。

コ 渋谷税務署長又は芝税務署長は、上記ケの各更正の請求について、平成29年6月15日付け又は同月30日付けで、別表1から3までの「通知処分」欄記載のとおり、原告らに対し、それぞれ各更正をすべき理由がない旨の通知処分をした（甲43の1～3）。

サ 原告らは、平成29年7月24日付けで、上記コの各更正をすべき理由がない旨の通知処分について、それぞれ審査請求をした（甲44）。

シ 国税不服審判所長は、平成30年2月23日付けで、上記サの各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲44）。

ス 原告らは、平成30年8月7日、前記コの各更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める訴えを提起した（顕著な事実）。

セ 原告らは、平成31年2月6日、本件訴えに係る請求をそれぞれ前記第1の1から3までと同旨の内容に変更する旨の訴えの変更をするとともに、上記スの訴えを取り下げた（顕著な事実）。

3 本件各更正処分等の根拠及び適法性についての被告の主張

本件各更正処分等の根拠及び適法性についての被告の主張は、後記5に掲げるほか、別紙3に記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略語は、以下本文においても同様に用いることがある。）。

4 争点

本件の争点は、本件各更正処分等の適法性であり、具体的には、次の各点が争われている。

(1) 本件和解金に課税すべき部分があるか否か、あるとして、どのような種類の所得に該当するか。

(2) 本件和解金に係る課税所得の金額

5 争点に関する当事者の主張

(1) 本件和解金に課税すべき部分があるか否か、あるとして、どのような種類の所得に該当するか（争点(1)）について

(被告の主張)

ア 本件和解金はその全額が非課税所得とされる損害賠償金等に該当するものではなく、課税すべき部分があること

(ア) 本件和解金の性質

a 本件和解金の課税の有無等についての判断方法

所得税法9条1項17号等により、一定の損害賠償金等については非課税所得とされているところ、合意に基づき受領した金員が非課税所得とされる損害賠償金（これに類するものを含む。）に該当するか否かについては、授受当事者間の合意のみで決せられるものではなく、客観的にみて、損害賠償金として評価することができるか否かにより決すべきであり、当事者による請求及び合意の内容、和解に至る経緯等を勘案し、その実質的意味に着目して判断すべきである。

本件において、原告らは、甲家4名とC各支店との間で締結された本件和解に基づき本件和解金を受領しているところ、本件和解では、甲家4名が受領する総額（本件

和解金総額)のみが定められ、各人が受領する金額を始め、受領する金額の性質(例えば、当該金額のうち損害賠償金に相当する金額)や具体的な金額の算定方法については示されていない。したがって、本件では、甲家4名が本件和解に至るまでに行った請求の内容及び本件和解交渉の経緯等から、本件和解金の課税の有無及びその性質を判断することとなる。

b 本件和解に至るまでに甲家4名が行った請求の内容

(a) 甲家4名は、本件運用担当者から送付された書面を契機として、Cに運用を委託した資金に損失が生じていたことを知り、平成22年3月頃、H弁護士に、C各支店に対する、運用委託した資金の元本及び年7.5%の運用益相当の損害金の請求に係る業務を依頼し、本件和解交渉を開始した。

(b) 本件和解交渉に至る経緯からすると、甲家4名のC各支店に対する請求は、Cに運用を委託した甲家4名の資金に係る損失が、甲家4名の承諾を得ずに本件運用約束と異なる運用を無断で行ったことと、そのような無断運用を偽のステートメントの作成・交付等により隠匿したこと(以下、これらの行為を「本件問題行為」という。)により生じたものであることを理由に行われたものと認められる。そうすると、甲家4名の当該請求は、C各支店に対して、甲家4名が運用を委託した資金(元本)につき本件問題行為に基因して毀損し、滅失した金額(以下「元本損害額」という。)の補填に加えて、当該資金(元本)につき本件運用約束どおりの運用益相当額の支払に係る責任を追求したものと認められる。

c 本件和解交渉の内容

本件和解交渉は、本件I報告書を踏まえて、甲家4名の代理人であるH弁護士とC各支店の代理人であるJとの間で進められていた。さらに、平成23年1月頃、C各支店側から甲家4名に対して、元本資金に投資利益を加えたものとして6500万米ドルを支払うことが提案された。

また、その後、H弁護士とJとの間でやり取りされた書簡で、甲家4名の資金について発生したであろう利益(運用益)につき、双方がそれぞれ期待することが合理的かつ相当と認められる金額又は比率について主張していることが認められる。

そうすると、本件和解交渉では、本件問題行為に基因して生じた元本損害額の補填を行うことを前提に、それ以外に運用益相当額として金額が支払われるべきであるとの共通認識の下、合理的かつ相当と認められる金額についての交渉が重ねられていたと認められる。

d 本件和解金の性質は、元本損害額の補填と運用益相当額の支払と認められること

本件和解は、前記b及びcのとおり、甲家4名がC各支店に請求し、双方の代理人を通じた本件和解交渉が進められた結果成立したものであり、甲家4名の請求内容とその後の本件和解交渉の内容から判断すると、本件和解金は、甲家4名が運用を委託した資金に関する元本損害額の補填と運用益相当額の支払としての性質を有する金員として、C各支店から甲家4名に支払われたものであると認められる。

(イ) 本件和解金のうち、元本損害額の補填として支払われた部分は非課税所得に該当し、運用益相当額として支払われた部分は課税所得に該当すること

- a 本件和解金は、上記（ア）dのとおり、元本損害額の補填として支払われた部分及び運用益相当額として支払われた部分で構成されているところ、元本損害額の補填として支払われた部分は、原告らがCに運用を委託した資金について、本件問題行為に基因して原告らに生じた損害を補填するために支払われたものであり、所得税法9条1項17号に規定する損害賠償金又はこれに類するものに該当するものと認められることから、非課税所得に該当し、所得税の課税対象とはならない。
- b これに対して、本件和解金のうち運用益相当額として支払われた部分は、元本損害額の支払とは別に、当該元本につき本件運用約束どおりの運用益相当額の支払を求めたもの、すなわち、本件問題行為がなかったとしたならば原告らが得られたであろう収益（運用益）であって、原告らに純資産の増加をもたらすものにほかならない。
- したがって、当該運用益相当額は、所得税法施行令94条1項2号に規定する収益の補償として同項柱書きの「収入金額に代わる性質を有するもの」に該当し、同令30条2号括弧書きにより、非課税所得とされる損害賠償金等から除外され、課税される。
- c 以上のとおり、本件和解金のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税所得に該当するのは、元本損害額の補填として支払われた部分に限られ、運用益相当額として支払われた部分は、非課税所得ではなく課税所得に該当する。
- イ 本件和解金のうち運用益相当額として支払われた部分は、雑所得に該当すること
- 所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の10種類に分類し、これらの所得ごとに所得金額の計算をすることとし（同法21条1項1号）、また、各種所得の意義について、同法23条から35条までに規定しており、雑所得については、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいうと規定している。
- 本件和解金のうち運用益相当額として支払われた部分は、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得又は山林所得に該当しないことは明らかである。また、当該運用益相当額は本件和解に基づいて支払われたものであるから、所得税法23条1項に規定する利子等、同法24条1項に規定する配当等及び同法33条1項に規定する資産の譲渡による所得のいずれにも当てはまるものではない。したがって、利子所得、配当所得及び譲渡取得にも該当しない。
- さらに、当該運用益相当額は、営利を目的とする継続的な資産運用における運用益に代わる性質を有するものであるから、所得税法34条1項に規定する「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」と認められないため、一時所得にも該当しない。
- したがって、本件和解金のうち運用益相当額として支払われた部分は、雑所得以外の9種類の所得のいずれにも該当しないことから、雑所得に該当することとなる。
- ウ 原告らの主張について
- （ア）原告らは、3月28日分と最終支払分との法的性質が全く異なることを前提に、3月28日分はその全額が課税所得に該当せず、3月28日分と最終支払分を区別しな

った本件各更正処分等は違法である旨主張する。

しかしながら、本件和解の内容をみても、3月28日分に係る固有の性質や最終支払分との差異を前提としたものは見当たらない。

その一方で、本件和解に係る証書（以下「本件和解証書」という。）には、本件和解に基づき甲家4名に支払われた本件和解金総額1億0500万米ドルの内訳として3月28日分が明示されるとともに、当該和解金の支払には、甲家4名がC各支店及び関連する会社に対して請求できる可能性のあるあらゆる損失、損害、費用、支出、利息その他の金銭上の請求に対する対価が含まれるものとする旨記載されている。このような本件和解の内容からすれば、本件和解により甲家4名に支払われるべき金員については、単に既払か未払かで3月28日分と最終支払分とが区別されているにすぎず、それらの法的性質について原告らが主張するような差異が存在するものとは解されない。

また、本件J書簡によれば、Jは、H弁護士に対して、「元本」相当額について「中間支払を行う」ことを提案し、同提案に基づき「元本」及び「利息」の合計金額として3月28日分の支払がされている経過が認められるものであって、このことからしても、3月28日分は和解金の一部として支払われたものであるといえる。

以上のとおり、3月28日分と最終支払分は、いずれも本件和解に基づく和解金として支払われたものと認められるから、その性質に何ら差異はなく、原告らの主張は理由がない。

(イ) 原告らは、本件J書簡における「元本」の金額（以下「原告ら主張元本額」という。）は、J及びH弁護士が意見交換を重ねており、双方が一致して採用する算出方法に基づき算出されたものであることを前提として、原告ら主張元本額は、原告らから預かった金額に、利息、運用益その他の利益を一切加算しないまま、払戻金を減じた残高であって、純粋な預かり残高に該当し、そのような純粋な預かり残高を原告らに返還することについて、原告らに所得が生じることはおよそ観念できないなどと主張する。

しかしながら、原告らは、平成23年3月3日付けのH弁護士からJに宛てた書簡において、元本金額を日本円で計算すべきであると主張し、3月28日分の支払を受けた後、同年4月22日に香港での会合でCが提示した元本金額の計算方法に異議を唱え、同年5月24日付けのH弁護士からJに宛てた書簡においては、Cに示談金として約1億4700万米ドルを要求したものと認められるのであって、3月28日分の支払を受けた後にも、原告らとCとの間で和解に向けた協議が継続していたことは明らかというべきであり、原告ら主張元本額が、原告らが同意し「双方が一致して採用する算出方法にもとづき算出されて返還されるに至った」ものとは到底いえない。

以上のとおり、原告ら主張元本額は、原告ら及びCの双方の合意に基づき支払われたものではなく、Cが一方的に算出し支払ったものであるから、双方の合意に基づく支払であったことを前提とする原告らの主張は、その前提を誤るものであって理由がない。

(ウ) a 原告らは、3月28日分のうち「Interest」は、法律上当然に返還すべき元本に附帯する最低限の利回りないし収益分配金として算定されたものであり、3月28日分は、Cにおいて、紛争が何ら解決していない時点で、原告に当然に返還すべき純粋な預かり残高を「元本」として返還することと、当該「元

本」の返還にあたって当然附帯されるべき「Interest」を支払うことを目的として送金されたことが明らかであるとし、3月28日分（「元本」及び「Interest」）が全て「損害賠償金」に当たることを前提としてされた本件各更正処分等は違法である旨主張するとともに、「元本」については一切の所得を観念できないが、「Interest」は、公社債投資信託の収益分配金としての実質を有するから、利子所得を構成することになる可能性があるにとどまると主張する。

- b しかしながら、本件J書簡によれば、「Interest」は、CがH弁護士に対して、「元本」の「中間支払を行うことを提案する」ほか、「2010年12月31日までの未払利息も支払う」ことも提案し、同提案に基づいて支払われたものである。

したがって、本件J書簡から明らかになるのは、「中間支払」として、「元本」に加え「2010年12月31日までの未払利息」を支払うとの提案がされたことのみであり、「Interest」が「法律上当然に返還すべき元本に附帯する最低限の利回りないし収益分配金」として算定されたものであったことは証拠上明らかでない。

また、本件J書簡には、Cによる「元本」及び「Interest」の支払は、「裁判が不可避となった場合に、貴殿の顧客（注：甲家4名のこと。以下同じ。）に（もしあれば）与えられる損害賠償の支払の一部として扱われるものとするを、貴殿の顧客が認めることを前提とする。」とも記載されており、原告らとCとの間で金額の折り合いがつかず訴訟となった場合には、3月28日分は損害賠償の支払の一部として扱われることが明記されている。このような記載からすれば、Cが本件和解に至る前の「中間支払」として原告らに対して支払った3月28日分は、損害賠償の性質を有する金員であったと評価するのが相当であり、本件和解に基づく損賠賠償金の一部を構成するものといえる。

以上のとおり、3月28日分の支払が本件和解に基づく損害賠償金の一部であることを前提として雑所得の金額の計算の基礎とした本件各更正処分等に、何ら違法はない。

- c また、本件運用約束のとおりMMFは組成されず、その他の金融商品に投資されており、「Interest」が公社債投資信託の収益分配金としての実質を有する旨の原告らの主張は、事実明らかに反するものであって、失当というほかない。

したがって、「Interest」は、公社債投資信託の収益分配金の実質を有するから、利子所得を構成する可能性があるにとどまる旨の原告らの主張には理由がない。

- (エ) a 原告らは、最終支払分は、本件運用約束を前提に、当該約束のとおり資産内容を回復することを目的として支払われたものであり、その金員は、損害賠償金の性質を有するものではなく、契約の履行としての性質を有するのであって、公社債投資信託の受益権の売却代金として非課税である旨主張する。

しかしながら、原告らが運用を委託した資金については、本件運用約束のとおりMMFが組成されることはなく、その他の金融商品に投資されていたのであるから、原告らに対して本件運用約束が履行された事実は認められない。

そして、本件和解交渉は、上記のような本件運用約束の不履行に伴い原告らが被った損害を補填することを目的としてされたものであるところ、原告らは、本件和解交渉の過程において、原告らがCに運用を委託した資金（元本）について、本件運用約束のとおり運用されず、その一部が流失し損失が生じたため、元本損害額の補填に加えて、本件運用約束どおりの運用益相当額の支払に係る責任を追求し、その結果、元本損害額の補填に加えて上記運用益相当額が支払われたことが認められる。

このような本件の事実関係からみると、運用益相当額、すなわち、本件和解金のうち元本損害額を除く部分の金額は、本件運用約束の履行による運用益そのものではなく、本件運用約束の不履行による原告らの逸失利益を補填する金員にほかならず、換言すれば、本件和解金は、元本損害相当額と本件運用約束の不履行による原告らの逸失利益を補填する金額をその内訳とするものであり、そこに本件運用約束の履行による運用益が含まれていると解する余地はない。

したがって、最終支払分として原告らが受領した金員は契約の履行としての性質を有する旨の原告らの主張には理由がない。

- b 次に、原告らの主張する本件運用約束の内容は、①「甲家4名のために特別にMMFを組成し資産運用を行うこと」、②「年利7.5%の運用益を保証する」こと、及び③「外国において組成する公社債投資信託については、現行の日本税制上非課税であり、甲家4名に税負担が生じない」というものである。そして、最終支払分は契約の履行としての性質を有し、公社債投資信託の受益権の売却代金として非課税である旨をいう原告らの主張は、要するに、原告らの主張する本件運用約束の③の説明があったことを前提として、本件運用約束のとおり契約が履行されていた場合には、原告らが公社債投資信託の受益権の売却により得た利益は「日本の税制上非課税」の適用を受けていたと主張するもののように思われる。

しかしながら、Cが原告らに対して、原告らの主張する本件運用約束の③の説明をした事実は認められず、上記主張は、その前提を欠いており失当といわざるを得ない。

また、仮に原告らに対して本件運用約束の③の説明がされていたとしても、Cは、原告らに対して、外国において組成する公社債投資信託については現行の日本税制上非課税である旨説明したというだけで、原告らに対して公社債投資信託の受益権を売却することを約したのではない。

したがって、上記③の説明をもって、本件運用約束の③の履行内容が公社債投資信託の受益権の売却であるとし、最終支払分はその売却代金に相応するものとして受領したものであるから非課税であるとする原告らの前記の主張は、失当というほかない。

- c 以上のとおり、最終支払分が公社債投資信託の受益権の売却代金として非課税と

なる旨の原告らの主張には、いずれも理由がない。

- (オ) a 原告らは、昭和36年12月7日付け税制調査会答申（以下「昭和36年答申」という。）は、消極的損害（逸失利益等）に対する損害賠償金についても、原則として非課税所得とすることを前提とするものであり、不法行為等に基づく損害賠償金は、当該損失がなければ課税されなかったはずの利益を回復させるものであることを理由に非課税所得としたものであって、このような昭和36年答申の考え方を踏まえて、所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号の解釈適用に当たっては、「当該損失がなければ課税されていたはずの利得か否か」という観点から支払われた金員の性質を評価することが必須である旨主張する。
- b しかしながら、昭和36年答申が消極的損害（逸失利益等）に対する損害賠償金についても原則として非課税所得とすることを前提とするものであるということや、昭和36年答申が損害賠償金について利益を回復させるものであることを理由に（消極的損害に対するものも含め）非課税としたものなどということではできないのであって、原告らの主張は、要するに昭和36年答申の内容を自己の都合の良いように曲解するものであり、失当というほかない。
- c また、上記の点をおくとしても、所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号において資産の損害に対する損害賠償金が非課税とされているのは、納税者が取得した経済的価値のうち原資の維持に必要な部分は所得を構成せず、保険金や損害賠償金も損害の回復であって、所得ではないと考えられていることによるものであり、損害賠償金のうち不法行為等により被害者が受けた損害の回復部分は、いわば原資の維持に必要な部分であって、被害者の資産状況を損害を受ける前の状態へ回復させるものにすぎないから非課税とされているものである。

したがって、非課税所得該当性は、原告らが主張するような「当該損失がなければ課税されていたはずの利得か否か」などという観点から判断されるべきものではないから、この点においても原告らの主張は失当である。

- (カ) a 原告らは、最終支払分は、原告らの保有金融資産に生じた損害を回復させるための支払金であり、「不法行為その他突発的な事故」により「資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当すると評価することができるから、非課税所得に該当する旨主張する。
- b 原告らは、3月28日分の支払は、原告らがCに運用を委託した資産について被った損害の補填としての性質を有する金額（原告ら主張元本額）及び原告ら主張元本額に当然に附帯される「Interest」の合計金額が原告らに返還されたものであるから損害賠償金に当たらず、最終支払分のみが損害賠償金に当たることを前提に、上記の主張をするものと思われる。

そうすると、上記にいう原告ら主張元本額が正当な元本損害額（原告らがCに運用を委託した資金（元本）につき損害を受けた金額）であることが原告らの上記主張の前提となるところ、客観的資料に基づく算出根拠の示されていない原告ら主張元本額は正当な元本損害額ではなく、また、そのような原告ら主張元本額を算定の基礎として支払われた「Interest」が、元本に当然に附帯される利子であ

るはずもない。したがって、3月28日分は、正当な元本損害額とそれに附帯する利子を返還したものではないから、3月28日分が損害賠償金に当たらないとする原告らの主張は、その前提を誤るものである。

そして、前記（ア）のとおり、3月28日分と最終支払分はいずれも本件和解に基づく和解金の支払としてその性質に差異はないのであるから、最終支払分だけを取り上げて、これが「資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当する旨をいう原告らの主張は、その前提となる3月28日分及び最終支払分の性質判断を誤るものであり、失当といわざるを得ない。

- c 不法行為に基づき支払われた損害賠償金については、実損害の補填としての性質を有するものであるか又は得べかりし利益の補填としての性質を有するものであるかの観点から、非課税所得に当たるか否かを判断すべきところ、これを本件和解金についてみると、本件和解金は元本損害額の補填として支払われた部分と運用益相当額として支払われた部分で構成されている。そして、元本損害額の補填として支払われた部分は、原告らがCに運用を委託した資金について、本件問題行為に基因して原告らに生じた損害を補填するために支払われたものであるから、上記にいう「実損害の補填としての性質を有するもの」として非課税所得に該当する。他方、本件和解金のうち上記元本損害額の補填として支払われた金額以外の金額（運用益相当額）は、元本損害額とは別に、本件問題行為がなく、本件運用約束が履行されていた場合に得られたであろう収益（運用益）を補填するために支払われたものであって、原告らに純資産の増加をもたらすものにほかならないから、上記にいう「得べかりし利益の補填としての性質を有するもの」として、所得税法施行令94条1項及び30条2号の適用により、非課税所得とされる損害賠償金等から除かれ、課税所得となる。

したがって、最終支払分が非課税所得に該当する旨の原告らの主張は失当である。

- (キ) a 原告らは、原告らが「不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得を生ずべき業務を行なう居住者」に当たらないことは明白であり、最終支払分は、業務に係る収益補償金には当たらないから、所得税法施行令94条1項には該当せず、例外的に課税所得とされることもない旨主張する。
- b しかしながら、「業務」とは、一般に幅広い経済活動を表す概念であり、「事業」より広い概念であるところ、所得税法施行令94条1項が、「不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得を生ずべき業務」と規定していることからすれば、同条の「業務」は、「事業」を包括する幅広い経済活動を表す概念として用いられているといえる。

原告らは、Cに対して資金を預け入れてその運用を委託しており、このような営利を目的とする継続的な資産運用という経済活動は上記の「業務」に該当するものであって、当該経済活動から得られる運用益は所得税法35条1項に規定する雑所得に当たることから、原告らは雑所得を生ずべき業務を行ったというべきである。

したがって、「不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得を生ずべき業務を行なう居住者」に当たらないことが明白である旨の原告らの主張には理由がない。

c. そして、前記ア（イ）及びイのとおり、本件和解金のうち運用益相当額として支払われた部分は、非課税所得とされる損害賠償金等から除かれるとともに、雑所得に係る収入金額となる。

したがって、運用益相当額を構成する最終支払分が所得税法施行令94条1項に規定する収益補償に該当しない旨の原告らの主張には理由がない。

(原告らの主張)

ア 本件和解金のうち3月28日分について

(ア) H弁護士及びJは、2010年（平成22年）4月以降、Cが原告らに支払うべき金額について協議を行っていたが、同協議において、H弁護士は、本件運用合意の趣旨に沿って運用したとおりの運用益が回復されるべきであるとの立場を前提に、あるべき運用益を試算し、Jに提示していた。しかし、Jは、H弁護士が試算した運用益の額を受け入れず、甲家4名側とC側との間では、あるべき運用益の金額をめぐる大きな意見の相違が存在している状況にあった。

そこで、Jは、本件J書簡において、差し当たり、あるべき運用益の金額とは無関係に、原告らがCに委託した金銭のうち純粋な預かり残高を算出してこれを「元本」と捉えた上で、同「元本」は法律上当然に原告らに返還すべきものであるから、今後の合意の成否とは無関係に直ちに返還するとの提案を行った。また、Jは、同「元本」の返還に際して、現実には存在しないが本来はあるべきであったはずの運用益相当額ではなく、元本に附帯して当然に生じた利回りないし収益分配金を「Interest」として算出して、これを同時に原告らに支払うことを提案した。

H弁護士は、Jによる「元本」及び「Interest」の返還が、法律上当然に返還されるべき預かり残高を先行して返還するものであり、これを受領することは最終的な合意の成否に悪影響を及ぼさないと判断し、Jの提案を受け入れることとした。

(イ) a 本件J書簡においては、Cが甲家4名から預かった金額から、払い戻した金額を単純に減算して算出した金額（利息、運用益その他の利益を一切加算しない金額）を上記（ア）の「元本」としており、これは、JとH弁護士の双方が一致して採用する算出方法に基づき算出されたものであって、純粋な預かり残高に該当する。そのような残高を甲家4名に返還することにより、甲家4名に所得が生じることはおよそ観念できない。

b 次に、本件J書簡においては、前記（ア）の「Interest」を、対応する1か月物日本円及びその他の通貨LIBOR並びに1か月物米ドルT-Billを参照したリスク・フリー・レートに基づき、各国通貨建てで計算された2010年（平成22年）12月31日の為替レートを適用した合計1160万米ドルに相当する金額としているところ、上記「対応する1か月物日本円及びその他の通貨LIBOR並びに1か月物米ドルT-Billを参照したリスク・フリー・レート」とは、LIBOR、T-Bill等の保守的な金利を参照して算出されたレートであって、法律上当然に返還すべき元本に附帯する最低限の利回りないし収益分配金を算定することを趣旨とするレートであったと評価することができる。

(ウ) 以上のとおり、Jは、本件J書簡によって、原告らから預かった金額に利息、運用

益その他の利益を一切加算しないまま、払戻金を減じた残高（すなわち、純粋な預かり残高）を算出してこれを「元本」として返還することと同時に、当該「元本」の返還に当たって当然附帯されるべき利回りないし収益分配金である「Interest」を、保守的な水準のリスク・フリー・レートに基づき算出して、これを支払うことを提案した（かかる「Interest」とは別の、あるべき運用益については、別途協議することとされた。）。そして、実際に、Cは、本件J書簡により提案された「元金」、「Interest」額と1ドル、1円単位で完全に合致する金額を、原告ら名義の口座に送金した。

このように、3月28日分は、C各支店において、紛争が何ら解決していない時点で、原告に当然に返還すべき純粋な預かり残高を「元本」として返還することと、当該「元本」の返還にあたって当然附帯されるべき「Interest」を支払うことを目的として送金されたことが、本件J書簡の記載（及びこれと完全に一致する送金額）から明らかである。そうすると、3月28日分が全て本件和解に基づく損害賠償金であることを前提としてされた本件各更正処分等は違法である。

そして、前記のとおり、当該「元本」の返還により原告らに所得が生じることはないから、当該「元本」部分は、課税すべき部分ではなく、また、当該「Interest」は、公社債投資信託の収益分配金としての実質を有するから、2002年（平成14年）から2010年（平成22年）までの各年の利子所得に該当する可能性があるにとどまる。したがって、「Interest」として支払われた部分について利子所得が観念できるとしても、同部分が平成23年分の雑所得に該当することを前提としてされた本件各更正処分等は違法である。

なお、3月28日分の金額及び内容は、その後の本件和解交渉の経緯やその後に成立した本件和解の内容によって変更されることはなく、送金された時点で終局的に確定している。3月28日分につき収入や所得が観念できるか否かについては、本件和解の内容を参照することなく、本件J書簡の内容によってのみ判断されるべきである。

イ 最終支払分について

(ア) 最終支払分は、契約型の外国公社債投資信託の売買代金としての性質を有するものであり、課税すべきものではないこと（主位的主張）

a 甲家4名とE銀行との間では、1999年（平成11年）から2000年（平成12年）にかけて、①甲家4名のために特別のMMFを組成し資産運用を行う、②年利7.5%の運用益を保証する、③上記MMFによる運用益及び売却益は、当時の税制上非課税である、という3点を内容とする運用約束（本件運用約束）が成立していた。

本件運用約束に基づく金融商品は、契約型・私募型の外国公社債投資信託であるところ、平成25年改正以前の税制においては、契約型・私募型の外国公社債投資信託について、譲渡益は非課税であった。

b 3月28日分により「元本」が返還された後の協議において、H弁護士とJは、本件運用約束に基づき資産運用がされていれば、どの程度の運用益を原告らにおいて取得し得たか、という観点から協議を継続し、その結果、本件和解が成立し、甲家4名に対し、本件和解に基づき、最終支払分3995万米ドルが支払われた。

c 以上のとおり、甲家4名が受領した最終支払分は、E銀行と甲家4名との間で成立したことが明らかな本件運用約束を前提に、当該約束のとりの資産内容を回復させることを目的として支払われたものである。すなわち、その金員は、損害賠償金の性質を有するものではなく、契約の履行としての性質を有するものであり、公社債投資信託の受益権の売却代金として、非課税である。

(イ) 最終支払分は、金融取引被害に係る損害賠償金であり、課税すべきものではないこと（予備的主張）

a 所得税法9条1項17号は、非課税所得の一つとして、「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他政令で定めるもの」を規定しており、これを受けて、同法施行令30条は、同法9条1項17号に当たるものの一つとして、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（これらのうち94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の規定に該当するものを除く。）」（同令30条2号）を定めている。

これらの規定は、昭和36年答申の趣旨をそのまま取り込んで制定されたものであり、昭和36年答申の趣旨に沿って解釈及び適用されるべきである。そして、昭和36年答申は、消極的損害（逸失利益等）に対する損害賠償金について、原則として非課税所得とすることを前提とし、不法行為等に基づく損害賠償金について、当該損失がなければ課税されなかったはずの利益を回復させるものであることを理由に、消極的損害に対するものも含め非課税所得としている。そうすると、所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号の解釈適用に当たっては、「当該損失がなければ課税されていたはずの利得か否か」という観点から、支払われた金員の性質を評価することが必須である。

b 上記aを前提として、最終支払分が課税すべきものであるか否か検討する。

(a) 最終支払分は、仮に契約の履行としての支払と評価することができない場合であっても、本件運用担当者らによる私書箱の無断開設やステートメントの偽造等の手口を利用した不正運用行為によって甲家4名の保有金融資産に生じた損害を回復させるための支払金であり、「不法行為その他突発的な事故」により「資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当すると評価することができる。

次に、最終支払分は、Cと甲家4名との間で、当初、本件運用約束が成立していたことを前提に、不正運用がなければあり得べきであった運用益がどの程度かという観点から双方が意見を提示し、最終的にあり得べき運用益を確定して、そのような運用益は不正運用がなければ当然に甲家4名が確保すべきものであったとの観点から、同水準まで甲家4名の資産を回復する趣旨で支払われたものである。そうすると、最終支払分は、不法行為がなければ当然に存在したであろう財産状態に復帰させるために支払われたものであり、まさしく純然たる「損害」の賠償に該当するのであって、得べかりし利益の補填として支払われたものではない。

そして、本件運用約束により原告らが本来保有するべきであった金融商品は契約

型の外国公社債投資信託であったところ、本件当時、公社債投資信託の売却益は非課税であった。すなわち、本件運用担当者らによる不法行為がなければ原告らが当然に保有していた金融商品を売却した場合には、原告らには課税所得が生じなかったのである。

以上のとおり、最終支払分は、甲家4名に生じた実損額を回復させるための損害賠償金であり、かつ、最終支払分の受領に関し、原告らには「当該損失がなかったならば、課税が行われていた」という状況は生じていなかったのであって、原告らには担税力のある利得は発生していないから、最終支払分が所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号の解釈上非課税所得に該当することは明白である。

(b) なお、所得税法施行令30条2号は、非課税とされる損害賠償金から同法施行令94条に該当するものを除外しており、同条1項は、例外的に課税所得とされる収益補償金の要件を、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもの」で、「その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの」と定め、続く1号及び2号で、たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償等を特定して掲げている。

しかし、原告らが、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者」に当たらないことは明白である。また、最終支払分は、金融資産に生じた損失を補償するものであり、所得税法施行令94条1項1号及び2号が規定するたな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償等に該当しない。

したがって、最終支払分は、所得税法施行令94条1項が規定する収益補償等には該当しないから、所得税法9条1項17号及び同令30条2号の原則どおり、非課税所得である。

(2) 本件和解金に係る課税所得の金額(争点(2))について

(被告の主張)

ア 本件和解金に係る雑所得の金額の算定方法

前記(1)(被告の主張)のとおり、本件和解金は、非課税所得とされる元本損害額の補填として支払われた部分と課税所得とされる運用益相当額として支払われた部分で構成されており、また、非課税所得とされる部分の金額は、客観的にみて、損害賠償金、すなわち元本損害額として評価することができる範囲の金額に限られる。

したがって、本件和解金に係る雑所得の金額の算定に当たっては、各原告別に、まず、受領した本件和解金の額を算定し、当該金額から非課税所得とされる元本損害額と客観的に認められる金額を差し引いて、本件和解金に係る雑所得の総収入金額を算定する。そして、この雑所得の総収入金額から必要経費を控除することにより、本件和解金に係る雑所得の金額を算定することとなる。

イ 原告らが受領した本件和解金の額の算定方法

本件和解金は、3月28日分と最終支払分の合計額であり、また、最終支払分から本件弁護士報酬が差し引かれ、残額が本件指示書分として原告ら名義のC香港口座に振り込まれていることから、原告らが受領した本件和解金の額は、各原告別に、それぞれ以下

のとおり算定することとなる。

(ア) 3月28日分について

3月28日分について原告らが受領した額は、別表4-1から4-3までの各①欄のとおり、通貨ごとにC香港口座に振り込まれた金額であるところ、当該金額についてC各支店に返還された事実及び甲家4名の間で受領した金額の調整等を行った事実は認められないことから、当該通貨の種類及び金額をもって、原告らがそれぞれ受領したものと認められる。

また、3月28日分は、米ドル等の外国通貨による支払が含まれているところ、3月28日分は、契約等に基づいて支払われたものではなく、本件J書簡により通知され振り込まれたものであることから、当該外国通貨による支払の円換算に当たっては、3月28日分が入金された平成23年3月28日を所得税法57条の3第1項に規定する外貨建取引を行った日として計算するのが相当である。したがって、3月28日分のうち外国通貨による支払分の円換算は、同日における株式会社P銀行の対顧客外国為替相場の公表仲値（以下「TTMレート」という。）をもって算定を行うこととなる（別表4-1～4-3の各②及び③欄）。

(イ) 本件指示書分について

本件指示書分は、まず最終支払分の全額3995万米ドルがH事務所の顧客口座に振り込まれ、その後、本件弁護士報酬460万米ドルが差し引かれた上で、その残額3535万米ドルにつき甲家4名に按分され（本件指示書分）、各人名義のC香港口座に米ドルで振り込まれたものであり（別表4-1～4-3の各⑤欄）、振り込まれた金額についてC各支店に返還された事実及び甲家4名の間で金額の調整等を行った事実は認められないことから、振り込まれた米ドルの金額をもって、原告らがそれぞれ受領したものと認められる。

また、本件指示書分の基となる最終支払分の金額は、本件和解の成立した平成23年11月14日に定められたが、同日においては、甲家4名が受領する総額が示されただけであり、各人の受領すべき金額が決まっておらず、それを算定し得る事情もなかったことから、原告らが受領すべき本件指示書分の本件指示書によりH事務所に対して指示した同年12月12日に確定したものと認められる。したがって、本件指示書分の円換算に当たっては、本件指示書の効力が生じ、原告ら各人の受領額が確定した同日を、所得税法57条の3第1項に規定する外貨建取引を行った日として計算するのが相当であり、同日におけるTTMレートをもって算定を行うこととなる（別表4-1～4-3の各⑥欄及び⑦欄）。

(ウ) 本件弁護士報酬相当額のうち原告らに帰属する部分について

本件弁護士報酬相当額は、上記（イ）のとおり、最終支払分の一部を構成するものであり、甲家4名が最終支払分の一部（本件弁護士報酬相当額）を本件弁護士報酬に充当し、本件指示書分のみ振込みを受けたとしても、甲家4名が本件弁護士報酬相当額をC各支店から受領したことには変わりがない。

したがって、原告らが受領した本件和解金の額を算定するに当たっては、最終支払分と本件指示書分との差額である本件弁護士報酬相当額460万米ドルについても、甲家

4名各人に按分して加算する必要がある。そして、上記のような経緯からすると、当該460万米ドルを甲家4名に按分するに当たっては、本件指示書分の各人の割合に基づいて按分することが合理的であるといえる。

そうすると、本件弁護士報酬相当額のうち原告らに帰属する金額は、別表4-1から4-3までの各⑨欄及び別表6④欄のとおりであり、これらの金額が、原告らが受領した本件和解金の額に加算されるとともに、本件和解金を得るために支出した費用に計上されることとなる。

また、当該金額の円換算については、本件弁護士報酬相当額の各人への按分方法が本件指示書分の各人の割合に従っていることから、本件指示書分と同様、本件指示書の効力が生じた平成23年12月12日を、所得税法57条の3第1項に規定する外貨建取引を行った日として計算するのが相当であり、同日におけるTTMレートをもって算定を行うこととなる(別表6③欄)。

ウ 本件和解金のうち非課税所得とされる元本損害額の算定方法

原告らの元本損害額は、別表5-1から5-3までのとおり、原告らが本件各口座に入金したと認められる金額(以下「本件入金額」という。)から、原告らが本件運用担当者に指示して本件各口座から出金した金額(以下「本件出金額」という。)を差し引いた金額と、本件和解証書で示された平成22年3月31日における本件各口座の口座残高との差額として算定することが合理的である。

(ア) 本件入金額について

甲家4名が預け入れたCへの運用資金は、全てE銀行東京口座を通じてC香港口座に送金されていることから、本件入金額は、E銀行東京口座からC香港口座への送金手続が行われた金額の合計額とすべきであり、その内訳は別表7のとおりである。

また、原告らの資金につきE銀行東京口座からC香港口座に振り替えられる際、手数料等が差し引かれている場合や、日本円が米ドルに転換され米ドルで送金されている場合が認められるところ、非課税所得とされる元本損害額の算定においては、当該入金につきC香港口座に送金され同口座で受け入れた通貨の種類及び金額に基づいて算定することが合理的であることから、本件入金額の算定に当たっては、C香港口座へ送金された金額をもって行うこととしている。

なお、C香港口座から出金された金額と同額が、同日にE銀行東京口座に入金され、その数日後、再び同額がE銀行東京口座からC香港口座に入金されている場合が認められるが、それらの取引は、本件出金額と本件入金額の両方に計上している。

(イ) 本件出金額について

本件出金額の内訳は、別表8-1から8-3までのとおりであり、本件I報告書において、本件各口座から原告らの指示により又は同意の下で出金されたと認められたものである。本件出金額は、そもそも本件問題行為に基因して発生した損害とはいえないから、元本損害額の算定に当たっては、本件入金額から差し引く必要がある。

(ウ) 元本損害額が確定した時期について

本件運用担当者による平成22年2月24日付けの書面を契機としてCに運用を委託した資金に損失が生じていることが発覚した段階では、具体的な損失額である元本損害

額は明らかになっていなかったが、本件和解証書には、本件和解金総額の内訳として同年3月31日における本件各口座の口座残高が示されていることから、本件和解において、甲家4名及びC各支店は、本件和解金総額の算定に関して、同日を基準日とし、同日より後において行われた本件各口座における取引は元本損害額の算定に影響しないものと認識していたものと解される。

したがって、元本損害額は平成22年3月31日をもって確定したものと解するのが相当であるから、本件入金額及び本件出金額は、本件各口座の開設日から平成22年3月31日までの間に行われた入出金を対象とし、また、本件各口座の口座残高は、同日における実際の口座残高として算定すべきである。

また、平成22年3月31日までの本件入金額及び本件出金額並びに同日における本件各口座の口座残高はその一部が外国通貨であるところ、本件和解金に係る雑所得の総収入金額を算定するに当たり、非課税所得とされる元本損害額は、元本損害額が確定した同日におけるTTMレートをもって円換算を行って算定することが合理的であるといえる（別表5-1～5-3の各⑥及び⑦欄）。

エ 本件和解金に係る雑所得の金額の計算上算入すべき必要経費の算定方法

(ア) 本件和解金を得るために支出した費用は、次の各費用の額の合計額であり、各原告別の内訳は、別表6①欄から⑩欄までのとおりである。

a 本件弁護士報酬460万米ドル

当該費用は、最終支払分から差し引かれて支払われたもので、本件指示書分の各人の取得割合に応じて各人に按分され、その円換算については、各人の本件指示書分の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレートをもって算定することとなる（別表6①欄～④欄）。

b 本件指示書分に係る金額の振込みを受ける際に差し引かれた送金手数料3952円（別表6⑤欄）

当該費用は、原告らが本件指示書分に係る送金を受ける際にそれぞれ差し引かれた手数料相当額50.74米ドルにつき、同送金を受けた平成23年12月19日におけるTTMレートを乗じて算定した金額である。

c 原告甲が支出したMの活動費用等1700万円（別表6⑥欄）及びOへの報酬86万7000円（別表6⑦欄）

当該費用は、原告甲が他の3名（原告乙、原告丙及び訴外丁）に対して、当該費用のうち上記3名が負担すべき額につき支払を請求した事実及び上記3名からその負担額を受領した事実は認められないことから、その全額が原告甲の費用となる。

d 原告丙の渡航費用等23万5839円（別表6⑧欄）

当該費用は、原告丙が支出したものであり、上記cと同様の理由により、その全額が原告丙の費用となる。

(イ) 前記(1)(被告の主張)のとおり、本件和解金は、非課税所得とされる元本損害額の補填と、雑所得として課税すべき運用益相当額の支払とに区分されるところ、前記(ア)の本件和解金を得るために支出された費用（別表6⑩欄）は、元本損害額の補填又は運用益相当額のいずれか一方を得るために支出されたものとは認められない。

この点に関して、雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他雑所得を生ずべき業務について生じた費用の額とされ、ある支出が必要経費として控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないと解されている。そうすると、前記（ア）の費用の額のうち非課税所得とされる元本損害額に対応する部分は、飽くまで、非課税所得を得るために支出した費用であることから、本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、前記（ア）の費用の額のうち運用益相当額の支払に対応する金額に限られると解すべきである。

したがって、本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、前記（ア）で述べた費用の額（別表6⑩欄）に対し、各原告が受領した本件和解金の額のうち課税部分（本件和解金に係る雑所得の総収入金額）が占める割合（別表6⑪欄）を乗じて計算した金額（別表6⑫欄）と解するのが相当である。

オ 本件和解金に係る雑所得の金額

以上を前提として、本件和解金に係る雑所得の金額を算定すると、原告甲については20億8572万4719円（別表4-1⑭欄）、原告乙については6億0525万9227円（別表4-2⑭欄）、原告丙については3億9106万7825円（別表4-3⑭欄）となる。

カ 原告らの主張について

（ア）原告らは、被告が、本件入金額については本件I報告書の入金額に必ずしも基づかずに算定する一方で、本件出金額については本件I報告書の出金額に基づき算定したことが不合理である旨主張する。

しかしながら、被告は、甲家4名によるCへの運用資金の預入れが、全てE銀行東京口座を通じてC香港口座に送金されていることが認められたことから、客観的な資料であるE銀行東京口座からC香港口座への送金に係る外国送金依頼書（乙27の1～3。以下「本件外国送金依頼書」という。）を基に本件入金額を算定したものである。すなわち、Iは、被告が認定した本件入金額以外の入金についても甲家4名による資金の預入れである旨認定しているため、本件I報告書の入金額と本件入金額は一致していないが、被告は、例えば国外の海外口座間の送金履歴など、本件入金額以外の入金の有無を明らかにする客観的な資料はなく、本件I報告書記載の入金額が全て甲家4名により実際に預入れがされたものであると認めることができなかつたから、甲家4名による預入れがされたことを示す本件外国送金依頼書に基づき本件入金額を算定したものである。本件I報告書は、Iの調査においても解明できなかった部分があることを表明し、Cの記録だけではなく、原告らの申出等に基づき判断している部分もあるのであるから、本件入金額を算定するに当たっては、最も客観的な資料である本件外国送金依頼書に基づいて算定すべきであり、本件I報告書に基づいて算定しなければならないものではない。

他方、元本損害額を算定するに当たっては、全ての出金額ではなく、本件問題行為に基因しない出金額、換言すると、原告らの指示又は同意の下で引き出された出金額を明らかにする必要があるところ、本件I報告書では、本件各口座の個々の出金について、

原告らの指示又は同意の有無が明らかにされ、本件問題行為に基因するものが除外された出金額が特定されていることから、本件出金額の算定資料としたものである。このように、被告は、本件入金額及び本件出金額について、可能な限り客観的な資料を基に算定してきたものであり、このような被告の算定方法は、十分に合理的である。

(イ) 原告らは、本件入金額について、本件 I 報告書のとおり、Q 有限会社（以下「Q 社」という。）及び株式会社 R（以下「R 社」という。）名義の各口座を經由して C 香港口座に入金されたものがあった旨主張する。

しかしながら、本件運用担当者は、証人尋問において、Q 社並びに R 社名義の口座を經由する送金ルートがないことについて、具体的な理由を述べて明言している。また、原告甲が渋谷税務署長に提出した申述書（乙 15 の 1）には、別表 10 記載の入金が記載されていないのであって、原告甲は、E 銀行東京口座から C 香港口座へ送金手続が行われた金額が入金額であると認識していたというべきである。したがって、原告らの主張は失当である。

仮に Q 社及び R 社名義の口座からの送金額を本件入金額に算入するとしても、原告らが本件入金額に算入すべきとしているもののうち、別表 10 の日時が平成 15 年 7 月 11 日のもの（以下「本件不明入金」という。）については、依然として詳細が不明なものといわざるを得ない。すなわち、本件和解金のうち非課税所得となる元本損害額の補填部分は、元本損害額と客観的に認められる金額に限られるところ、本件 I 報告書に記載のある入金額で本件不明入金と同様に「不明な外部口座から送金」と表示されているものであっても、本件不明入金以外は全て本件外国送金依頼書（乙 27 の 1）と合致しており、原告甲が E 銀行東京口座から送金した入金額であることが明らかであるのに対し、本件不明入金はその詳細が不明であるため、元本損害額算定の基礎となる本件入金額に算入することができるものではない。また、本件不明入金は、本件運用担当者らが損失補填のために入金したものと思料されるところ、当該理由によっても、本件不明入金については本件入金額に算入することができるものではない。

(原告らの主張)

ア 仮に被告の主張するとおり、本件和解金に課税すべき部分があるとしても、被告の本件入金額の算定方法は失当である。

イ 本件 I 報告書は、C の内部記録を直接参照し、関係者からの提出資料とも照合した上で、原告ら名義の口座の入出金記録を客観的に認定し、整理しているものであり、口座開設当初から 2010 年（平成 22 年）2 月時点までの入出金記録に関する限り、明らかに客観的事実に合致しており、高度の信用性を有する。したがって、本件 I 報告書の認定どおりに本件各口座に現実の入金がされたことは疑いが無い。

ウ (ア) 一方、被告は、本件 I 報告が認定した入金の一部（別表 10 記載のもの）について、本件外国送金依頼書により確認できないとして、本件入金額に組み入れていない。

(イ) しかしながら、口座番号●●●●の口座は、原告らが当時支配権を有していた不動産管理会社である Q 社名義の E 銀行香港支店の口座であり、口座番号●●●●の口座は、原告らが当時支配権を有していた持ち株会社である R 社名義の E 銀行香港支店の口座である。本件 I 報告書が「自己の口座（口座番号●●●●）からの入金」及び

「自己の口座（口座番号●●●●）からの入金」と認定した入金は、いずれも原告甲が支配権を有していた法人名義の口座から入金されたものであり、同入金が原告甲に現実に帰属すべきものであることは明らかである。

したがって、口座番号●●●●及び口座番号●●●●の各口座からの入金額についても、本件入金額に含めるべきである。

また、本件不明入金は、本件 I 報告書によっても送金元の認定に至っていないが、原告甲名義の C 香港口座への現実の入金が存在した以上、その入金を計上すべきでないとする明確な根拠がない限り、原告甲に帰属すべきものとして、本件入金額に計上すべきである。

なお、被告は、本件入金額の算出に当たっては、口座番号●●●●及び口座番号●●●●からの入金を無視したが、一方で、本件出金額の算出においては本件 I 報告書の認定をそのまま採用しているところ、本件 I 報告書が認定し被告も是認した出金には、口座番号●●●●への出金も計上されており、被告の本件入金額の算定方法は、本件出金額の算定方法と比較しても不当である。

エ 本件 I 報告書が認定した入金のうち、被告が本件入金額に算入しなかった入金の合計額は日本円分 1 億 3 0 1 9 万 8 9 8 5 円、米ドル分 3 2 6 万 6 9 4 6 ドルに相当するから、少なくともこの限度で被告による元本損害額の認定が是正されるべきことは明らかである。

したがって、仮に本件和解金に課税すべき部分があるとしても、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分のうち、以上に従って算出した課税所得の金額を超える部分は、取り消さなければならない。

第 3 当裁判所の判断

1 本件和解金に課税すべき部分があるか否か、あるとして、どのような種類の所得に該当するか（争点（1））について

（1）本件和解金の性質

ア 所得税法 9 条 1 項は、一定の損害賠償金を非課税所得としているところ、本件のように合意に基づいて支払われた金員がこのような損害賠償金に該当するか否かについては、授受当事者間の合意のみにより決するのではなく、当該授受された金員が客観的にみて損害賠償金と評価することができるか否かにより決するのが相当である。そして、原告らは、本件和解に基づき本件和解金を受領しているところ、本件和解においては、甲家 4 名が受領する本件和解金総額が 1 億 0 5 0 0 万米ドルとされているが、甲家 4 名の個々人が受領する金額、受領する金額の性質及び具体的な金額の算定根拠については何ら示されていない。したがって、本件和解金の性質については、本件和解交渉の経緯等を総合して判断すべきものということができる。

イ 甲家 4 名は、平成 1 1 年、本件運用担当者らから MMF による年利 7. 5 % の運用を保証する約束（本件運用約束）をされ、C での資金運用の委託を勧誘された（前記前提事実（3）ア）。そして、甲家 4 名は、本件運用約束の下、C に資金運用を委託したが、甲家 4 名が C に運用を委託した資金により、本件運用約束による MMF が組成されることはなく、レバレッジ取引等が行われていた（前記前提事実（3）イ、ウ）。甲家 4 名は、

本件運用担当者が甲家4名に送付した平成22年2月24日付け書面を契機として、Cに運用を委託した資金に損失が生じていることを知り、同年3月頃、H弁護士に依頼し、運用を委託した資金の元本及びそれに伴う年利7.5%の運用益相当額の支払を求め、C各支店との本件和解交渉を開始した（前記前提事実（4）ア（ア）、イ（ア）、乙15の1～3）。

本件和解交渉においては、甲家4名の代理人であるH弁護士とC各支店の代理人であるJとの間で、元本金額に加え、甲家4名の資金について発生したであろう運用益の利率について、双方が相当と考えられる利率や金額を主張し合い、その結果、本件和解が成立するに至っており（前記前提事実（4）イ（ウ）、ウ）、本件問題行為に基因して生じた元本損害額の補填及び運用益相当額の逸失利益の補填が行われるべきであるという認識の下に交渉が行われ、本件和解が成立したものと認められる。

そうすると、本件和解金は、甲家4名が運用を委託した資金に関する元本損害額の補填と運用益相当額の逸失利益の補填としての性質を有する金員として、甲家4名に支払われたものと認めるのが相当である。

（2）本件和解金のうち非課税部分の有無

ア 本件和解金のうち元本損害額の補填として支払われた部分は、本件問題行為に基因して甲家4名に生じた、Cに委託した資金に関する損害を補填するために支払われたものであり、所得税法9条1項17号に規定する損害賠償金又はこれに類するものに当たるから、非課税所得に該当する。

イ（ア）次に、所得税法施行令94条1項の「業務」とは、職業、生業としての仕事、継続的・反復的な行為・活動をいうところ（乙31）、原告らは、Cに対して資金を預け入れてその運用を委託しており、このような営利を目的とする継続的な資産運用は、上記「業務」に該当する。また、当該経済活動から得られる運用益は、所得税法35条1項の雑所得に該当するから、原告らは雑所得を生ずべき業務を行った者に該当する。そして、本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の損害賠償として支払われた部分は、本件問題行為がなかったとしたならば甲家4名が得られたであろう収益に相当するものであり、原告らの純資産を増加させるものである。したがって、当該部分は、「当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」（同法施行令94条1項2号）であって、その業務の遂行により生ずべき雑所得に係る「収入金額に代わる性質を有するもの」（同項柱書き）に当たるから、同令30条2号により、同令94条の規定に該当するものとして非課税所得とされる損害賠償金等から除外され、課税所得に該当することとなる。

（イ）なお、証拠（甲34、51、証人戊、原告甲本人）によれば、甲家4名は、平成11年、本件運用担当者らから、MMFによる年利7.5%の運用を保証する約束（本件運用約束）をされた際、組成するMMFは日本の税制上非課税であるとの説明を受けたことが認められる。

そして、MMFは、公社債投資信託の一つとみられるところ（乙28、29、弁論の全趣旨）、公社債投資信託の収益の分配に係る所得は、利子所得に該当し（所得税法23条1項）、平成25年法律第5号による改正（平成28年1月1日施行）前の

租税特別措置法37条の15第1項1号においては、公社債投資信託の受益権の譲渡による所得には所得税を課さないこととされていた。

しかしながら、本件運用担当者らは、本件運用約束によるMMFを組成しておらず、本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分が公社債投資信託の受益権の譲渡による所得に該当する余地はないから、同部分が上記規定の適用により非課税所得に該当する余地はないものといわざるを得ない。

(3) 本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分の所得の種類

所得税法は、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得に区分し(21条1項1号)、各所得の意義について、23条から35条までにおいて定めている。

本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分に係る所得は、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得又は山林所得に該当しないことは明らかである。また、同部分は、本件和解に基づいて支払われたものであり、所得税法23条1項の「利子等」、所得税法(平成27年法律第9号による改正前のもの)24条1項の「配当等」、所得税法33条1項の「資産の譲渡による所得」のいずれにも該当しないから、同部分に係る所得は、利子所得、配当所得及び譲渡所得にも該当しない。さらに、同部分は、営利を目的とする継続的な資産運用における運用益に代わるものであるから、同法34条1項の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」ではないため、同部分に係る所得は、一時所得にも該当しない。

したがって、本件和解金のうち運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得である雑所得(所得税法35条1項)に該当する。

(4) 原告らの主張について

ア 原告らは、3月28日分の金額及び内容は、その後の本件和解交渉の経緯やその後に成立した本件和解の内容によって変更されることはなく、送金された時点で終局的に確定しており、3月28日分につき収入や所得が観念できるかについては、本件和解の内容を参照することなく、本件J書簡の内容によってのみ判断されるべき旨主張する。

しかしながら、C各支店は、本件J書簡により、C各支店の公約及び誠実さを示すものとして、甲家4名に対し、2010年(平成22年)2月26日の為替レートを適用した合計4540万米ドルに相当する金額(元本)の中間支払及び同年12月31日までの未払利息合計1160万米ドルに相当する金額を支払うことを提案し(前記前提事実(4)イ(ウ)c)、3月28日分を原告ら名義のC香港口座に入金したが(前記前提事実(4)イ(ウ)d)、甲家4名は、3月28日分では了承できない意向を伝え、本件和解交渉は継続している(前記前提事実(4)イ(ウ)e)。これらのことからすれば、3月28日分は、C各支店から原告ら名義の各口座に一方的に入金されたものにすぎず、入金時点でその内容としてどのような性質の金員であるかが定まっていたということとはできない。むしろ、3月28日分については、その後本件和解交渉を経て成立した本件

和解において、最終支払分等とともに、甲家4名のあらゆる請求を完全かつ終局的に満足させ、甲家4名がC各支店及び関連する会社に対して請求することができる可能性のあるあらゆる損失、損害、費用、支出、利息その他の金銭上の請求に対する対価を含む和解金の一部とされたことにより（前記前提事実（4）ウ）、初めてその性質が確定したものと認めることができる。そして、本件和解においては、3月28日分と最終支払分とで特にその性質について区別をしていない（前記前提事実（4）ウ）。

したがって、3月28日分の性質については、本件和解の内容を踏まえて検討するのが相当であり、また、3月28日分と最終支払分の性質に差異はないというべきであるから、原告らの主張は理由がない。

イ 原告らは、3月28日分は、C各支店において、紛争が何ら解決していない時点において、原告らに当然に返還すべき純粋な預かり残高を「元本」として返還することと、当該「元本」の返還に当たって当然附帯されるべき利回りないし収益分配金である「Interest」を支払うことを目的として入金されたものである旨主張する。

しかしながら、上記アのとおり、3月28日分は、本件和解交渉の継続中に、C各支店が甲家4名に対し一方的に入金したものであり、入金時点でその性質が定まっていたとはいえない。また、本件J書簡によっても、3月28日分は、「元本」のほか2010年（平成22年）12月31日までの未払利息を支払うとの提案に基づいて支払われたことが分かるのみであり、原告らの主張する根拠に基づき「Interest」が算定されたことは明らかではない。しかも、本件J書簡には、原告らとC各支店との間で裁判が不可避となった場合には、3月28日分は損害賠償の支払の一部として扱われるものとするを甲家4名が認めることを前提とする旨記載されている（前記前提事実（4）イ（ウ）c）。

これらのことに加え、上記（1）の点を併せ考慮すれば、3月28日分は、本件和解に基づく損害賠償金の一部の性質を有するものというべきであるから、原告らの主張は理由がない。

ウ 原告らは、最終支払分は、本件運用約束のとおり資産内容を回復させることを目的として支払われたものであって、損害賠償金の性質を有するものではなく、契約の履行としての性質を有するものであり、公社債投資信託の受益権の売却代金として非課税である旨主張する。

そこで検討すると、前記（2）イ（イ）のとおり、甲家4名は、平成11年、本件運用担当者らから、MMFによる年利7.5%の運用を保証する約束（本件運用約束）をされた際、組成するMMFは日本の税制上非課税であるとの説明を受けていたものである。

しかしながら、本件運用担当者らは、本件運用約束によるMMFを組成していなかったのであるから、最終支払分が契約の履行として支払われたということはあり得ず、損害賠償金としての性質を有するものといわざるを得ない。また、本件運用約束がされた当時、公社債投資信託の受益権の譲渡による所得は非課税であったが、公社債投資信託の収益の分配に係る所得は利子所得として課税されていたところ、本件運用担当者は、甲家4名に対し、利子に税金はかかるとの説明をしており（乙14）、組成するMMFの収益分配金に課税される旨説明をしていたことが認められるのであって、本件運用約束を

した際、組成するMMFが非課税であるとの説明をただけで、本件運用担当者らが甲家4名に対して公社債投資信託の受益権を売却することを約束したものとまでみることはできない。

したがって、原告らの主張は理由がない。

エ 原告らは、最終支払分が損害賠償金の性質を有するとしても、昭和36年答申が、不法行為等に基づく損害賠償金について、当該損失がなければ課税されなかったはずの利益を回復させるものであることを理由に、消極的損害に対するものも含め非課税所得としていることからすれば、所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号の解釈適用に当たっては、「当該損失がなければ課税されていたはずの利得か否か」という観点から支払われた金員の性質を評価することが必須であるところ、最終支払分は甲家4名に生じた実損額を回復させるための損害賠償金であり、本件運用担当者らによる不法行為がなければ、原告らが保有していた公社債投資信託を売却した場合には、原告らには課税所得は生じなかったから、最終支払分は非課税所得に該当する旨主張する。

しかしながら、昭和36年答申をみても、不法行為等に基づく損害賠償金について、消極的損害に対するものも含め非課税所得とするとの答申はされていない(甲26)。そして、所得税法9条1項17号及び同法施行令30条2号において、資産の損害に対する損害賠償金が非課税とされているのは、納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は所得を構成せず、損害賠償金も損害の回復であって、所得ではないためであり(甲27、乙30)、「当該損失がなければ課税されていたはずの利得か否か」という観点から非課税所得か否かを判断すべきものであるということとはできない。

また、3月28日分と最終支払分の性質に差異がないことは前記アのとおりであるから、最終支払分の非課税所得該当性を3月28日分と分けて検討するのは相当ではない。そして、本件和解金は、3月28日分と最終支払分とに関わらず、元本損害額の補填として支払われた部分と運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分から構成されるのであって、最終支払分の全てが直ちに実損害の補填としての性質を有するものでないことは明らかである。

したがって、原告らの主張は理由がない。

(5) まとめ

以上のとおり、本件和解金のうち、元本損害額の補填として支払われた部分は、実損害の補填としての性質を有するものであり、非課税所得に該当するのに対し、運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分は、本件運用約束が履行されていた場合に得られたであろう運用益を補填するためのものであり、所得税法施行令30条2号に該当せず、課税所得に該当するというべきである。

2 本件和解金に係る課税所得の金額(争点(2))について

(1) 算定の枠組み

前記1のとおり、本件和解金は、非課税所得とされる元本損害額の補填として支払われた部分と、雑所得として課税される運用益相当額の逸失利益の補填として支払われた部分とで構成されている。したがって、本件和解金に係る雑所得の算定に当たっては、各原告が受領した本件和解金の額を算定し、当該金額から非課税所得とされる元本損害額である

と客観的に認められる金額を控除して、本件和解金に係る雑所得の総収入金額を算定し、さらに、この金額から必要経費を控除して、本件和解金に係る雑所得の金額を算定するのが相当である。

(2) 原告らが受領した本件和解金の額

ア 算定の枠組み

本件和解金は、3月28日分と最終支払分を合わせたものであり、また、最終支払分から本件弁護士報酬が差し引かれ、残額が本件指示書分として原告ら名義のC香港口座に振り込まれている。本件弁護士報酬相当額も最終支払分の一部を構成するものであるから、原告らが受領した本件和解金の額については、原告らが3月28日分及び本件指示書分として受領した金額に本件弁護士報酬のうち原告らに帰属する部分を加算して算定するのが相当である。

イ 3月28日分について

証拠(乙5の1~3)及び弁論の全趣旨によれば、3月28日分について各原告が受領した通貨の種類及び金額は、別表4-2、4-3及び11の各①欄のとおりであることが認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

また、外貨建取引を行った場合における所得の金額の計算に当たっては、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額により計算する必要があるところ(所得税法57条の3第1項)、3月28日分は、本件J書簡により通知され、一方的に振り込まれたものであるが、以後返還されることなく、そのまま本件和解において本件和解金総額の一部とされていることからすれば、その円換算に当たっては、3月28日分が入金された平成23年3月28日を外貨建取引を行った日として計算するのが相当である。したがって、3月28日分のうち外国通貨による支払分の円換算は、同日におけるTTMレート(1米ドル81.53円、1豪ドル83.62円、1ニュージーランドドル61.29円、1ユーロ114.45円。乙26の1)をもって算定をする(別表4-2、4-3、11の各②及び③欄)のが相当である。

以上を前提として、原告らが3月28日分についてそれぞれ受領した額を算定した結果は、別表4-2、4-3及び11の各④欄のとおりである。

ウ 本件指示書分について

本件指示書分は、最終支払分の全額3995万米ドルがH事務所の顧客口座に振り込まれ、その後、本件弁護士報酬460万米ドルが差し引かれた上で、その残額の3535万米ドルが甲家4名に按分され、各人名義のC香港口座に米ドルで振り込まれており(前記前提事実(4)エ)、当該振り込まれた米ドルの金額をもって、原告らが別表4-2、4-3、11の各⑤欄のとおりそれぞれ受領したものと認めるのが相当であるところ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

また、本件指示書分の基となる最終支払分の金額は、本件和解の成立した平成23年1月14日に定められているが、同日においては甲家4名が受領する総額が示されただけであり、各人の受領すべき金額が決まっておらず、それを確定することのできる事情も見当たらないことから、原告らが受領すべき本件指示書分は、甲家4名が本件

指示書によりH事務所に対し甲家4名名義の各口座への入金額を指示した同年12月12日に確定したものと認められる。したがって、本件指示書分の円換算に当たっては、同日を外貨建取引を行った日として計算し、同日におけるTTMレート（1米ドル77.68円。乙26の2）をもって算定をする（別表4-2、4-3及び11の各⑥及び⑦欄）のが相当である。

以上を前提として、原告らが本件指示書分についてそれぞれ受領した額を算定した結果は、別表4-2、4-3及び11の各⑧欄のとおりである。

エ 本件弁護士報酬相当額分について

原告らに対して支払われるべき最終支払分の一部が本件弁護士報酬に充当されていることからすれば、本件弁護士報酬相当額460万米ドルの負担分は、甲家4名に係る本件指示書分の割合に基づいて按分するのが合理的である。

また、本件弁護士費用相当額の円換算については、本件弁護士報酬相当額の各人への按分方法が本件指示書分の各人の割合に基づいていることから、本件指示書分と同様に、本件指示書の効力が生じた平成23年12月12日を外貨建取引を行った日として計算し、同日におけるTTMレート（上記ウ）をもって算定するのが相当である。

以上を前提として、本件弁護士報酬相当額について原告らに按分すべき額を算定した結果は、別表13④欄のとおりとなる。

オ 原告らが受領した本件和解金の額

以上によれば、原告らが受領した本件和解金の額は、別表4-2、4-3及び11の各⑩欄のとおりとなる。

(3) 本件和解金のうち非課税所得とされる元本損害額について

ア 算定の枠組み

本件問題行為が発覚した時点では、原告らに生じた元本損害額は明らかになっていなかったが、本件和解証書には、本件和解金総額の内訳として2010年（平成22年）3月31日における本件各口座の口座残高総額が示されており（前記前提事実（4）ウ（イ）、乙22）、本件和解において、甲家4名及びC各支店は、本件和解金総額の算定に関して、同日を基準とし、同日より後において行われた本件各口座における取引は元本損害額の算定に影響しないものと認識していたものと認められる。したがって、元本損害額は、同日をもって確定したものであることができる。

そうすると、原告らの元本損害額は、原告らが平成22年3月31日までに本件各口座に入金したと認められる本件入金額から、本件問題行為に基因して発生した損害とはいえない金額である、原告らが本件運用担当者に指示して同日までに本件各口座から出金した本件出金額を差し引いた金額と、本件和解で示された同日における本件各口座の口座残高との差額として算定することが合理的である。また、本件入金額、本件出金額及び本件各口座の口座残高のうち外国通貨の部分の円換算については、元本損害額が確定した同日におけるTTMレート（1米ドル93.04円、1豪ドル85.28円、1ニュージーランドドル66.10円。乙26の3）をもって算定するのが相当である。

イ 本件入金額について

(ア) 本件I報告書（甲25、乙16）は、IがC各支店からの依頼を受け、Cの記録を

分析し、原告らに確認した上で、原告らによる本件各口座への入金を特定したものであり、Iが殊更原告らに有利な調査を行うとは考え難く、その調査手法に照らしても基本的な信用性は高いものと認められる。そうすると、本件I報告書において原告らの名義のC香港口座への入金とされているものは、特段の事情のない限り、本件入金額に含めるべきものとみるのが相当である。

(イ) a この点に関して、被告は、本件I報告書及び本件外国送金依頼書を基に、本件入金額の内訳につき別表7のとおりであると主張し、本件I報告書に記載されている原告甲の入金とされているもののうち、別表10記載の入金、すなわちQ社及びR社名義の各口座からの入金並びに本件不明入金については、本件入金額に含めるべきではない旨主張する。そして、これを裏付ける事情として、本件運用担当者が証人尋問において、上記両社名義の各口座を経由する送金ルートが存在を否定していることや、原告甲が、渋谷税務署長に提出した申述書(乙15の1)において別表10記載の入金を記載しておらず、D銀行東京口座からC香港口座へ送金手続が行われた金額のみが入金額であると認識していたことを指摘する。

b (a) しかしながら、本件I報告書によれば、原告甲名義のC香港口座に別表10記載の入金がされていることは明らかであるところ、本件I報告書により特定された原告甲名義のC香港口座の入金について、Cへの資金運用委託以外の目的によるものがあることはうかがわれない(なお、被告は、本件不明入金の本件運用担当者らが損失補填のために入金したものと史料される旨指摘するが、そのように認める足りる証拠はない)。

(b) そして、Q社及びR社名義の各口座からの入金についてみると、口座番号●●●●の口座は、Q社名義のE銀行香港支店の口座であるところ(甲38～40の1)、同社は、原告甲がハワイの不動産を購入する際に、法人名義で契約を締結することができるよう、既存の法人を入手したものであって、平成11年から平成14年当時、原告乙が代表取締役を務め、原告甲及び原告丙が取締役を務めるなどしており、原告らが当時支配権を有していたことが認められる(甲40の1、51、原告甲本人)。また、口座番号●●●●の口座は、R社名義のE銀行香港支店の口座であるところ(甲39、41)、同社は、平成12年5月から同年8月当時、原告甲が代表取締役を務め、他の原告ら及び訴外丁が取締役又は監査役を務めていた持ち株会社であり、原告甲が当時支配権を有していたことが認められる(甲41、51、原告甲本人)。そして、本件運用担当者も、証人尋問において、甲家4名からD東京支店を経由せずに直接C香港口座に入金がされたことは「なかったと思います。」と供述しつつ、伝票(甲38、39)に基づけば、原告甲からQ社及びR社名義のE銀行香港支店の口座へと資金が移動したものと考えられる旨供述している(証人戊)。これらの事情に照らせば、Q社及びR社名義の各口座からの入金について、原告甲の入金として扱うことが不合理であるとはいえない。

(c) また、本件不明入金についても、基本的に信用性の高いものと認められるI

の調査において原告甲の入金とされたものであるところ、Cへの資金運用委託以外の目的によるものがあることはうかがわれず、これが原告甲の入金でないということのできる事情は見当たらない。

c 以上検討したところによれば、被告の前記aの主張を採用することはできず、別表10記載の各入金については、いずれも本件入金額から除外すべき特段の事情が認められるとはいえない。そして、他に、本件I報告書において原告ら名義のC香港口座への入金とされているものについて、本件入金額から除外すべき特段の事情は見当たらない。

(ウ) したがって、本件I報告書において原告ら名義のC香港口座への入金とされているものは、本件入金額に含めるべきものとみるのが相当であるから、本件入金額は別表14のとおりであると認められる（なお、米ドルによる入金額については、I報告書に記載のない1ドル未満の金額につき本件外国送金依頼書（乙27の1～3）の記載に基づいて認定するのが相当である。）。

ウ 本件出金額について

本件出金額の内訳は、本件I報告書（甲25、乙16）のとおり認定するのが相当であり、具体的には、別表8-1から8-3までのとおりであると認められる。

エ 元本損害金について

以上を前提として原告らの元本損害額を算定すると、別表5-2、5-3及び12の各⑧欄のとおりとなる。

(4) 本件和解金に係る雑所得の金額の計算上算入すべき必要経費について

ア 本件和解金を得るために支出した費用は、次の各費用の額の合計額であり、各原告の内訳は、別表13①欄から⑩欄までのとおりである。

(ア) 本件弁護士報酬460万米ドル

当該費用は、最終支払分から差し引かれて支払われたものであり、各原告に帰属する額については、本件指示書分の各人の取得割合に応じて按分するのが相当である。その円換算については、各人の本件指示書分の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート（1米ドル77.68円。乙26の2）をもって算定するのが相当である（別表13①欄～④欄）。

(イ) 本件指示書分に係る金額の振込みを受ける際に差し引かれた送金手数料3952円（別表13⑤欄）

当該費用は、原告らが本件指示書分に係る送金を受ける際にそれぞれ差し引かれた手数料相当額50.74米ドルにつき、同送金を受けた平成23年12月19日におけるTTMレート（1米ドル77.88円。乙26の4）を乗じて算定した金額である。

(ウ) 原告甲がMに対して支払った活動費用等1700万円（別表13⑥欄）及びOに対して支払った報酬86万7000円（別表13⑦欄）

当該費用は、原告甲が、原告乙、原告丙及び訴外丁の3名に対して当該費用のうち上記3名が負担すべき額の支払を請求したことや、上記3名からその負担額を受領したことは認められないことから、その全額を原告甲の費用とするのが相当である。

(エ) 原告丙の渡航費用等23万5839円（別表13⑧欄）

当該費用は原告丙が支出したものであり、上記（ウ）と同様の理由により、その全額を原告丙の費用とするのが相当である。

イ 本件和解金は、非課税所得とされる元本損害額の補填と、雑所得として課税すべき運用益相当額の逸失利益の補填とに区別されるところ、上記アで述べた費用の額（別表13⑩欄）は、本件和解金を得るために支出された費用であって、元本損害額の補填又は運用益相当額の逸失利益の補填のいずれか一方を得るために支出されたものとは認められない。

そして、雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他雑所得を生ずべき業務について生じた費用の額であり、ある支出が必要経費として控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないと解される。そうすると、本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、上記アの費用の額のうち雑所得として課税の対象となる所得を得るために支出した費用の額である、運用益相当額の逸失利益の補填に対応する金額に限られる。

したがって、本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、前記アの費用の額（別表13⑩欄）に対し、各原告が受領した本件和解金の額に課税部分（本件和解金に係る雑所得の総収入金額）が占める割合（別表13⑪欄）を乗じて計算した金額（別表13⑫欄）と解するのが相当である。

（5）本件和解金に係る雑所得の金額

以上を前提として、本件和解金に係る雑所得の金額を算定すると、原告甲については16億6620万6313円（別表11⑭欄）、原告乙については6億0525万9227円（別表4-2⑭欄）、原告丙については3億9106万7825円（別表4-3⑭欄）となる。

3 本件各更正処分の適法性

（1）原告甲更正処分について

ア 原告甲の納付すべき税額

（ア）総所得金額 17億7894万4994円

上記金額は、次のaからdまでの各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

a 利子所得の金額 892万9353円

上記金額は、S等における利子の金額である（乙3）。

b 配当所得の金額 9192万5521円

上記金額は、T等における配当の金額である（乙3）。

c 不動産所得の金額 16万3450円

上記金額は、原告甲が平成24年3月15日に渋谷税務署長に提出した原告甲確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額である（乙4）。

d 雑所得の金額 16億7792万6670円

上記金額は、次の（a）から（c）までの各金額の合計額である。

（a）公的年金等に係る雑所得の金額 96万6528円

上記金額は、公的年金等の収入金額 216 万 6 5 2 8 円（乙 4）から公的年金等控除額 120 万円（平成 26 年法律第 10 号による改正前の租税特別措置法 41 条の 15 の 3 第 1 項）を控除した残額である（所得税法 35 条 2 項 1 号）。

(b) 本件和解金に係る雑所得の金額 16 億 6 6 2 0 万 6 3 1 3 円

上記金額は、上記 2 で算出した原告甲の本件和解金に係る雑所得の金額である。

(c) その他の雑所得の金額 1 0 7 5 万 3 8 2 9 円

上記金額は、「U証券会社東京支店」に係る分 9 7 4 万 8 5 8 9 円及び「V」に係る分 1 0 0 万 5 2 4 0 円（収入金額 1 6 7 万 5 4 0 0 円から必要経費等の金額 6 7 万 0 1 6 0 円を控除した後の金額）を合計した金額である（乙 4）。

(イ) 所得控除の額の合計額 1 2 9 万 9 6 8 0 円

上記金額は、原告甲が原告甲確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（乙 4）。

(ウ) 課税される所得金額（課税総所得金額） 1 7 億 7 7 6 4 万 5 0 0 0 円

上記金額は、前記（ア）の総所得金額 1 7 億 7 8 9 4 万 4 9 9 4 円から前記（イ）の所得控除の額の合計額 1 2 9 万 9 6 8 0 円を控除した後の金額（ただし、通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(エ) 申告納税額 7 億 0 6 2 0 万 8 0 0 0 円

上記金額は、次の a の算出税額から b の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

a 算出税額 7 億 0 8 2 6 万 2 0 0 0 円

上記金額は、上記（ウ）の課税総所得金額 1 7 億 7 7 6 4 万 5 0 0 0 円に所得税法（平成 2 5 年法律 5 号による改正前のもの） 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 源泉徴収税額 2 0 5 万 3 9 1 7 円

上記金額は、原告甲が原告甲確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（乙 4）。

(オ) 納付すべき税額 7 億 0 5 9 9 万 0 2 0 0 円

上記金額は、前記（エ）の申告納税額 7 億 0 6 2 0 万 8 0 0 0 円から、原告甲が原告甲確定申告書に記載した予定納税額 2 1 万 7 8 0 0 円（乙 4）を控除した後の金額である。

イ 原告甲更正処分の適法性

原告甲の納付すべき税額は、上記のとおり 7 億 0 5 9 9 万 0 2 0 0 円であるから、原告甲更正処分のうち、納付すべき税額が同額を超える部分は違法であり、その余の部分は適法である。

(2) 原告乙更正処分及び原告丙更正処分について

原告乙及び原告丙の納付すべき税額は、別紙 3 記載のとおりであると認められ（乙 1、2、8～11）、原告乙更正処分（ただし、本件裁決で一部取り消された後のもの）及び原告丙更正処分（ただし、原告丙再更正処分等による一部取消し等の後のもの）における税額は、別紙 3 記載の税額を下回るものであるから、これらの処分はいずれも適法である。

4 本件各賦課決定処分の適法性

(1) 原告らに過少申告加算税が課されるべきであること

上記3のとおり、原告甲更正処分のうち納付すべき税額が7億0599万0200円を超えない部分、原告乙更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）及び原告丙更正処分（ただし、原告丙再更正処分等による一部取消し等の後のもの）はいずれも適法であるところ、原告らがこれらの処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、これらの処分の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはないから、原告らには過少申告加算税が課されることになる。

(2) 原告甲賦課決定処分について

原告甲に賦課される過少申告加算税の額は、原告甲が新たに納付すべきこととなった税額4億9598万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、同法65条1項の規定に基づき、これに100分の10の割合を乗じて算出した通常分の金額4959万8000円と、同条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した加重分の金額1418万5500円の合計額である6378万3500円である。

したがって、原告甲賦課決定処分のうち、上記6378万3500円を超える部分は違法であり、その余の部分は適法である。

(3) 原告乙賦課決定処分及び原告丙賦課決定処分について

原告乙及び原告丙に課される過少申告加算税は、別紙3記載のとおりであると認められ、原告乙賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）及び原告丙賦課決定処分（ただし、原告丙再更正処分等による一部取消し等の後のもの）と同額であることが認められる。したがって、これらの処分はいずれも適法である。

5 結論

以上によれば、原告甲更正処分のうち雑所得16億7792万6670円、納付すべき税額（予定納税額控除後のもの）7億0599万0200円を超える部分及び原告甲賦課決定処分のうち6378万3500円を超える部分は違法であるから、取り消されるべきである。

よって、原告甲の請求は上記の限度で理由があるからその限度で認容することとし、原告甲のその余の請求並びに原告乙及び原告丙の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 森 英明

裁判官 小川 弘持

裁判官 三貫納 有子

(別紙1)

指定代理人目録

川端 裕子、伊藤 隆行、神山 典子、伊藤 英一、平山 未知留、波田 三嗣

以上

(別紙2)

関係法令の定め

第1 所得税法（23条につき平成25年法律第5号による改正前のもの）

1 9条（非課税所得）1項

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

1号から16号まで（略）

17号 保険業法（中略）2条4項（定義）に規定する損害保険会社又は同条9項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

18号（略）

2 21条（所得税額の計算の順序）1項

居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。

1号 次章2節（各種所得の金額の計算）の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。

2号以下（略）

3 23条（利子所得）1項

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子（中略）並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう。

4 35条（雑所得）1項

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

第2 所得税法施行令

1 30条（非課税とされる保険金、損害賠償金等）

所得税法9条1項17号（非課税所得）に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるものその他これらに類するもの（これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

1号（略）

2号 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金（前号に該当するもの及び184条4項（満期返戻金等の意義）に規定する満期返戻金等その他これに類するものを除く。）で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（これらのうち94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の規定に該当するものを除く。）

3号（略）

2 94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）1項

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

- 1号 当該業務に係るたな卸資産（81条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産を含む。）、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権（中略）につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの（以下略）
- 2号 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

以上

(別紙3)

課税処分の根拠

第1 原告甲更正処分の根拠

1 総所得金額 21億9846万3400円

上記金額は、次の(1)から(4)までの各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(1) 利子所得の金額 892万9353円

上記金額は、S等における利子の金額である。

(2) 配当所得の金額 9192万5521円

上記金額は、T銀行香港支店(以下「T」という。)等における配当の金額である。

(3) 不動産所得の金額 16万3450円

上記金額は、原告甲が平成24年3月15日に渋谷税務署長に提出した平成23年分の所得税の確定申告書(以下「原告甲確定申告書」という。)に記載した不動産所得の金額と同額である。

(4) 雑所得の金額 20億9744万5076円

上記金額は、次のアからウまでの各金額の合計額である。

ア 公的年金等に係る雑所得の金額 96万6528円

上記金額は、公的年金等の収入金額216万6528円から公的年金等控除額120万円(平成26年法律第10号による改正前の租税特別措置法41条の15の3第1項)を控除した残額である(所得税法35条2項1号)。

イ 本件和解金に係る雑所得の金額 20億8572万4719円

上記金額は、次の(ア)の総収入金額から(イ)の必要経費を控除した後の金額である(別表4-1⑭欄)。

(ア) 本件和解金に係る雑所得の総収入金額 21億5849万6838円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である(別表4-1⑫欄)。

a 原告甲が受領した本件和解金の額 41億8869万2778円

上記金額は、次の(a)から(c)までの金額の合計額である(別表4-1⑩欄)。

(a) 3月28日分 31億1744万4686円

上記金額は、平成23年3月28日に、C香港口座に対して、C各支店から振り込まれた金額(3月28日分)のうち、原告甲名義の口座に振り込まれた金額である(別表4-1④欄)。

(b) 本件指示書分 9億4790万0376円

上記金額は、甲家4名の連名で署名した本件指示書に基づき、C香港口座への入金を指示した各金額(本件指示書分)のうち、原告甲に係る金額である(別表4-1⑧欄)。

(c) 本件弁護士報酬相当額 1億2334万7716円

上記金額は、本件和解金から、H弁護士に対する支払報酬460万米ドル(本件弁護士報酬)に充当された金額のうち、原告甲に帰属する金額である(別表4-1

⑨欄)。

b 上記 a のうち非課税となる金額 20億3019万5940円

上記金額は、①原告甲が、Cに対する資金運用の委託を開始してから平成22年3月31日までの期間において、Cに運用を委託したと認められる資金の元本(別表5-1③欄)から、②本件各口座のうち原告甲名義の口座における平成22年3月31日の口座残高(別表5-1④欄)を差し引いた後の金額である(詳細な算定方法は、別表5-1参照)。

なお、上記①の金額は、E銀行東京支店を通じて、原告らが本件各口座に入金したと認められる金額(本件入金額。別表7参照)から、原告らの指示により又は原告らの了承を得て本件各口座から日本国内に送金され又は他の外国金融機関に送金されたと認められる金額(本件出金額。別表8-1～8-3参照)を差し引いた後の金額である(後記第2の1(3)ア(ア) b及び第3の1(3)ア(イ)において同じ)。

(イ) 本件和解金に係る雑所得の必要経費 7277万2119円

上記金額は、本件和解金を受領するために原告甲が支出した費用の額1億4121万8668円(別表6「原告甲」⑩欄)のうち、上記(ア)の本件和解金に係る雑所得の総収入金額に対応する金額である(詳細な算定方法は、別表6「原告甲」欄参照)。

ウ その他の雑所得の金額 1075万3829円

上記金額は、「U証券会社東京支店」に係る分974万8589円及び「V」に係る分100万5240円(収入金額167万5400円から必要経費等の金額67万0160円を控除した後の金額)を合計した金額である。

2 所得控除の額の合計額 129万9680円

上記金額は、原告甲が原告甲確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

3 課税される所得金額(課税総所得金額) 21億9716万3000円

上記金額は、前記1の総所得金額21億9846万3400円から前記2の所得控除の額の合計額129万9680円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記第2の3及び第3の3において同じ)である。

4 申告納税額 8億7401万5200円

上記金額は、次の(1)の算出税額から(2)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記第2の4及び第3の4において同じ)である。

(1) 算出税額 8億7606万9200円

上記金額は、上記3の課税総所得金額21億9716万3000円に所得税法(平成25年法律5号による改正前のもの)89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(2) 源泉徴収税額 205万3917円

上記金額は、原告甲が原告甲確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

5 納付すべき税額 8億7379万7400円

上記金額は、前記4の申告納税額8億7401万5200円から、原告甲が原告甲確定申告

書に記載した予定納税額21万7800円を控除した後の金額である。

第2 原告乙更正処分の根拠

1 総所得金額 6億1993万0016円

上記金額は、次の(1)から(3)までの各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(1) 利子所得の金額 1317万8478円

上記金額は、S等における利子の金額である。

(2) 不動産所得の金額 7万5583円

上記金額は、原告乙が平成24年3月15日に渋谷税務署長に提出した平成23年分の所得税の確定申告書(以下「原告乙確定申告書」という。)に記載した不動産所得の金額と同額である。

(3) 雑所得の金額 6億0667万5955円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 本件和解金に係る雑所得の金額 6億0525万9227円

上記金額は、次の(ア)の総収入金額から(イ)の必要経費を控除した後の金額である(別表4-2⑭欄)。

(ア) 本件和解金に係る雑所得の総収入金額 6億4057万6155円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である(別表4-2⑫欄)。

a 原告乙が受領した本件和解金の額 10億5414万4002円

上記金額は、①3月28日分のうち、原告乙名義の口座に振り込まれた5億4943万4471円(乙5の2。別表4-2④欄)、②本件指示書分のうち、原告乙に係る4億4659万5292円(別表4-2⑧欄)及び③本件和解金から本件弁護士報酬に充当された金額のうち、原告乙に帰属する5811万4239円(別表4-2⑨欄)の合計額である(別表4-2⑩欄)。

b 上記aのうち非課税となる金額 4億1356万7847円

上記金額は、①原告乙が、Cに対する資金運用の委託を開始してから平成22年3月31日までの期間において、Cに運用を委託したと認められる資金の元本(別表5-2③欄)から、②本件各口座のうち原告乙名義の口座における平成22年3月31日の口座残高(別表5-2④欄)を差し引いた後の金額である(詳細な算定方法は、別表5-2参照)。

(イ) 本件和解金に係る雑所得の必要経費 3531万6928円

上記金額は、本件和解金を受領するために原告乙が支出した費用の額5811万8191円(別表6「原告乙」⑩欄)のうち、上記(ア)の本件和解金に係る雑所得の総収入金額に対応する金額である(詳細な算定方法は、別表6「原告乙」欄参照)。

イ その他の雑所得の金額 141万6728円

上記金額は、「V」に係る分44万1870円(収入金額80万3400円から必要経費等36万1530円を控除した後の金額)及び「U証券会社東京支店」に係る分97万4858円を合計した金額である。

2 所得控除の額の合計額 51万2900円

上記金額は、原告乙が原告乙確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

3 課税される所得金額（課税総所得金額） 6億1941万7000円

上記金額は、前記1の総所得金額6億1993万0016円から前記2の所得控除の額の合計額51万2900円を控除した後の金額である。

4 申告納税額 2億4473万1600円

上記金額は、次の（1）の算出税額から（2）の源泉徴収税額を控除した後の金額である。

（1）算出税額 2億4497万0800円

上記金額は、上記3の課税総所得金額6億1941万7000円に所得税法（平成25年法律5号による改正前のもの）89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（2）源泉徴収税額 23万9157円

上記金額は、原告乙が原告乙確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

5 納付すべき税額 2億4433万7400円

上記金額は、前記4の申告納税額2億4473万1600円から、原告乙が原告乙確定申告書に記載した予定納税額39万4200円を控除した後の金額である。

第3 原告丙更正処分の根拠

1 総所得金額 3億9269万7775円

上記金額は、次の（1）から（3）までの各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

（1）利子所得の金額 168万9311円

上記金額は、Sにおける利子の金額である。

（2）不動産所得の金額 △5万9361円

上記金額は、原告丙が平成28年3月11日に芝税務署長に提出した平成23年分の所得税の更正の請求書に記載した不動産所得の金額と同額である。

なお、金額の前の「△」は、損失の金額を表す。

（3）雑所得の金額 3億9106万7825円

上記金額は、本件和解金に係る雑所得の金額であり、次のアの総収入金額からイの必要経費を控除した後の金額である（別表4-3⑭欄）。

ア 本件和解金に係る雑所得の総収入金額 4億1121万2237円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を差し引いた後の金額である（別表4-3⑫欄）。

（ア）原告丙が受領した本件和解金の額 8億5878万3883円

上記金額は、①3月28日分のうち、原告丙名義の口座に振り込まれた4億9549万7685円（別表4-3④欄）、②本件指示書分のうち、原告丙に係る3億2145万5997円（別表4-3⑧欄）及び③本件和解金から本件弁護士報酬に充当された金額のうち、原告丙に帰属する4183万0201円（別表4-3⑨欄）の合計額である（別表4-3⑩欄）。

（イ）上記（ア）のうち非課税となる金額 4億4757万1646円

上記金額は、①原告丙が、Cに対する資金運用の委託を開始してから平成22年3月31日までの期間において、Cに運用を委託したと認められる資金の元本（別表5-3③欄）から、②本件各口座のうち原告丙名義の口座における平成22年3月31日の口

座残高（別表５－３④欄）を差し引いた後の金額である（詳細な算定方法は、別表５－３参照）。

イ 本件和解金に係る雑所得の必要経費 ２０１４万４４１２円
上記金額は、本件和解金を受領するために原告丙が支出した費用の額４２０６万９９９２円（別表６「原告丙」⑩欄）のうち、上記アの本件和解金に係る雑所得の総収入金額に対応する金額である（詳細な算定方法は、別表６「原告丙」欄参照）。

２ 所得控除の額の合計額 １３７万６１１７円
上記金額は、原告丙が平成２４年３月１５日に芝税務署長に提出した平成２３年分の所得税の確定申告書（以下「原告丙確定申告書」という。）に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

３ 課税される所得金額（課税総所得金額） ３億９１３２万１０００円
上記金額は、前記１の総所得金額３億９２６９万７７７５円から前記２の所得控除の額の合計額１３７万６１１７円を控除した後の金額である。

４ 納付すべき税額 １億５３７３万２４００円
上記金額は、上記３の課税総所得金額３億９１３２万１０００円に所得税法（平成２５年法律５号による改正前のもの）８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

第４ 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告らの平成２３年分の所得税の納付すべき税額は、前記第１の５、第２の５及び第３の４で述べたとおり、それぞれ、

原告甲 ８億７３７９万７４００円
（別表９－１「被告主張額」の「納付すべき税額」⑫欄参照）

原告乙 ２億４４３３万７４００円
（別表９－２「被告主張額」の「納付すべき税額」⑪欄参照）

原告丙 １億５３７３万２４００円
（別表９－３「被告主張額」の「納付すべき税額」⑪欄参照）

であるところ、原告らの本件各更正処分における納付すべき税額（下記金額）は、いずれも被告が本訴で主張する上記金額を下回るから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

原告甲 ７億３７２５万３８００円
（別表９－１「原告甲更正処分等」の「納付すべき税額」⑫欄参照）

原告乙 ２億３２２３万３０００円
（別表９－２「原告乙更正処分等」の「納付すべき税額」⑪欄参照）

原告丙 １億４１８１万６４００円
（別表９－３「原告丙更正処分等」の「納付すべき税額」⑪欄参照）

第５ 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記第４のとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告らが本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法（平成２８年法律第１５号による改正前のもの）６５条４項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件各更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額（後記１から３まで）

は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（原告甲については別表1「更正処分等」の「過少申告加算税」欄、原告乙については別表2「平成27年審査裁決」の「過少申告加算税」欄、原告丙については別表3「再更正処分等（更正の請求）」の「過少申告加算税」欄をそれぞれ参照）といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

- 1 原告甲更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額 6847万3500円
上記金額は、原告甲更正処分により原告甲が新たに納付すべきこととなった税額5億2725万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記2及び3において同じ。）を基礎として、通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条1項の規定に基づき、これに100分の10の割合を乗じて算出した通常分の金額5272万5000円と、同条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した加重分の金額1574万8500円の合計額である。
- 2 原告乙更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額 1271万9000円
上記金額は、原告乙更正処分により原告乙が新たに納付すべきこととなった税額1億2181万円（本件裁決により一部取り消された後の納付すべき税額2億3223万3000円から原告乙確定申告書における納付すべき税額1億1041万9800円を差し引いた金額）を基礎として、通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条1項の規定に基づき、これに100分の10の割合を乗じて算出した通常分の金額1218万1000円と、同条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した加重分の金額53万8000円の合計額である。
- 3 原告丙更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額 956万7500円
上記金額は、原告丙更正処分により原告丙が新たに納付すべきこととなった税額8329万円（原告丙再更正処分等における納付すべき税額1億4181万6400円から原告丙確定申告書における納付すべき税額5852万0800円を差し引いた金額）を基礎として、通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条1項の規定に基づき、これに100分の10の割合を乗じて算出した通常分の金額832万9000円と、同条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した加重分の金額123万8500円の合計額である。

以上

原告甲の更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	更正処分等 審査請求	平成27年 審査判決	更正の請求	通知処分	通知処分 審査請求	平成30年 審査判決	請求の趣旨 変更申立て		
年月日		平成24年3月15日	平成26年3月31日	平成26年5月16日	平成26年8月8日	平成26年9月8日	平成27年11月18日	平成29年3月15日	平成29年6月15日	平成29年7月24日	平成30年2月23日	平成31年2月6日		
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 538,974,955	1,857,103,819	全部 取消し	棄却	全部 取消し	棄却	1,990,980,249	112,738,681	更生を すべき 理由が ない旨 の通知	全部 取消し	棄却	112,738,681	
	利子所得の金額	② 91,618,334	8,929,353					8,929,353	8,929,353				8,929,353	8,929,353
	配当所得の金額	③ -	91,925,521					91,925,521	91,925,521				91,925,521	91,925,521
	不動産所得の金額	④ 163,450	163,450					163,450	163,450				163,450	163,450
	雑所得の金額	⑤ 447,193,171	1,756,085,495					1,889,961,925	11,720,357				11,720,357	11,720,357
	所得控除の額の合計額	⑥ 1,299,680	1,299,680					1,299,680	1,299,680				1,299,680	1,299,680
	課税総所得金額	⑦ 537,675,000	1,855,804,000					1,989,680,000	111,439,000				111,439,000	111,439,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 212,274,000	739,525,600					793,076,000	41,779,600				41,779,600	41,779,600
	源泉徴収税額	⑨ 2,053,917	2,053,917					2,053,917	2,053,917				2,053,917	2,053,917
	申告納税額 (⑧-⑨)	⑩ 210,220,000	737,471,600					791,022,000	39,725,600				39,725,600	39,725,600
	予定納税額	⑪ 217,800	217,800					217,800	217,800				217,800	217,800
	納付すべき税額 (⑩-⑪)	⑫ 210,002,200	737,253,800					790,804,200	39,507,800				39,507,800	39,507,800
	過少申告加算税	⑬ -	68,473,500					68,473,500	0				0	0

原告乙の更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	更正処分等 審査請求	平成27年 審査裁決	更正の請求	通知処分	通知処分 審査請求	平成30年 審査裁決	請求の趣旨 変更申立て
年月日		平成24年3月15日	平成26年3月31日	平成26年5月16日	平成26年8月8日	平成26年9月8日	平成27年11月18日	平成29年3月15日	平成29年6月15日	平成29年7月24日	平成30年2月23日	平成31年2月6日
内 訳	総所得金額 (②+③+④)	① 285,136,690	624,284,414	全部 取消し	棄却	全部 取消し	589,669,152	14,670,789	更生を すべき 理由が ない旨 の通知	全部 取消し	棄却	14,670,789
	利子所得の金額	② 12,481,928	13,178,478				13,178,478	13,178,478				13,178,478
	不動産所得の金額	③ 75,583	75,583				75,583	75,583				75,583
	雑所得の金額	④ 272,579,179	611,030,353				576,415,091	1,416,728				1,416,728
	所得控除の額の合計額	⑤ 512,900	512,900				512,900	512,900				512,900
	課税総所得金額	⑥ 284,623,000	623,771,000				589,156,000	14,157,000				14,157,000
	課税総所得金額に対する税額	⑦ 111,053,200	246,712,400				232,866,400	3,135,810				3,135,810
	源泉徴収税額	⑧ 239,157	239,157				239,157	239,157				239,157
	申告納税額 (⑦-⑧)	⑨ 110,814,000	246,473,200				232,627,200	2,896,600				2,896,600
	予定納税額	⑩ 394,200	394,200				394,200	394,200				394,200
	納付すべき税額 (⑨-⑩)	⑪ 110,419,800	246,079,000				232,233,000	2,502,400				2,502,400
	過少申告加算税	⑫ -	14,795,000				12,719,000	0				0

原告丙の更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	更正処分等 審査請求	平成27年 審査判決	再更正処分等 (更正の請求)	更正の請求	通知処分	通知処分 審査請求	平成30年 審査判決	請求の趣旨 変更申立て	
年月日		平成24年3月15日	平成26年3月31日	平成26年5月16日	平成26年8月8日	平成26年9月8日	平成27年11月18日	平成28年5月27日	平成29年3月15日	平成29年6月30日	平成29年7月24日	平成30年2月23日	平成31年2月6日	
内 訳	総所得金額 (②+③+④)	①	154,668,176	459,049,589	全部 取消し	全部 取消し	363,212,275	362,907,611	1,629,950	更正を すべき 理由が ない旨 の通知	全部 取消し	棄却	1,629,950	
	利子所得の金額	②	-	1,689,311			1,689,311	1,689,311	1,689,311				1,689,311	1,689,311
	不動産所得の金額	③	245,303	245,303			245,303	△59,361	△59,361				△59,361	
	雑所得の金額	④	154,422,873	457,114,975			361,277,661	361,277,661	0				0	
	所得控除の額の合計額	⑤	1,376,117	1,376,117			1,376,117	1,376,117	1,376,117				1,376,117	
	課税総所得金額	⑥	153,292,000	457,673,000			361,836,000	361,531,000	253,000				253,000	
	課税総所得金額に対する税額	⑦	58,520,800	180,273,200			141,938,400	141,816,400	12,650				12,650	
	源泉徴収税額	⑧	-	-			-	-	-				-	
	申告納税額 (⑦-⑧)	⑨	58,520,800	180,273,200			141,938,400	141,816,400	12,600				12,600	
	予定納税額	⑩	-	-			-	-	-				-	
	納付すべき税額 (⑨-⑩)	⑪	58,520,800	180,273,200			141,938,400	141,816,400	12,600				12,600	
	過少申告加算税	⑫	-	15,336,500			9,585,500	9,567,500	0				0	

(注)「不動産所得の金額」欄(③)の△は、損失の金額を表す。

原告甲の本件和解金に係る雑所得の金額（被告主張額）

			円 (JPY)	米ドル (USD)
3月28日分	受領金額 〔乙5の1〕	①	¥668,070,530	30,042,612.00
	為替レート（注1）	②	—	¥81.53
	円換算額【①×②】（注2）	③	¥668,070,530	¥2,449,374,156
	小計	④		¥3,117,444,686
本件指示書分	受領金額 〔乙6〕	⑤	—	12,202,631.00
	為替レート（注3）	⑥	—	¥77.68
	円換算額【⑤×⑥】（注2）	⑦	—	¥947,900,376
	小計	⑧		¥947,900,376
本件弁護士報酬相当額のうち、原告甲に帰属する金額【別表6「原告甲」④欄】		⑨		¥123,347,716
原告甲が受領した本件和解金の額【④+⑧+⑨】		⑩		¥4,188,692,778
上記⑩のうち、非課税となる金額【別表5-1「⑧」欄】		⑪		¥2,030,195,940
本件和解金に係る雑所得の総収入金額【⑩-⑪】		⑫		¥2,158,496,838
本件和解金に係る雑所得の必要経費【別表6「原告甲」⑫欄】		⑬		¥72,772,119
本件和解金に係る雑所得の金額【⑫-⑬】		⑭		¥2,085,724,719

（注1）平成23年3月28日におけるTTMレート（乙26の1）。

（注2）米ドル分については、円未満の端数を切捨て。

（注3）最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート（乙26の2）。

原告乙の本件和解金に係る雑所得の金額

			円 (JPY)	米ドル (USD)
3月28日分	受領金額 〔乙5の2〕	①	¥380,259,885	2,074,998.00
	為替レート(注1)	②	—	¥81.53
	円換算額【①×②】(注2)	③	¥380,259,885	¥169,174,586
	小計	④		¥549,434,471
本件指示書分	受領金額 〔乙6〕	⑤	—	5,749,167.00
	為替レート(注3)	⑥	—	¥77.68
	円換算額【⑤×⑥】(注2)	⑦	—	¥446,595,292
	小計	⑧		¥446,595,292
本件弁護士報酬相当額のうち、原告乙に帰属する金額【別表6「原告乙」④欄】		⑨		¥58,114,239
原告乙が受領した本件和解金の額【④+⑧+⑨】		⑩		¥1,054,144,002
上記⑩のうち、非課税となる金額【別表5-2「⑧」欄】		⑪		¥413,567,847
本件和解金に係る雑所得の総収入金額【⑩-⑪】		⑫		¥640,576,155
本件和解金に係る雑所得の必要経費【別表6「原告乙」⑫欄】		⑬		¥35,316,928
本件和解金に係る雑所得の金額【⑫-⑬】		⑭		¥605,259,227

(注1) 平成23年3月28日におけるTTMレート(乙26の1)。

(注2) 米ドル分については、円未満の端数を切捨て。

(注3) 最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート(乙26の2)。

原告丙の本件和解金に係る雑所得の金額

		円 (JPY)	米ドル (USD)	豪ドル (AUD)	ニュージー ランドドル (NZD)	ユーロ (EUR)
3月28日分	受領金額 〔乙5の3〕	① ¥49,982,346	1,147,667.00	8,025.00	5,731,146.00	107.00
	為替レート(注1)	② —	¥81.53	¥83.62	¥61.29	¥114.45
	円換算額【①×②】(注2)	③ ¥49,982,346	¥93,570,105	¥671,050	¥351,261,938	¥12,246
	小計	④	¥495,497,685			
本件指示書分	受領金額 〔乙6〕	⑤ —	4,138,208.00	—	—	—
	為替レート(注3)	⑥ —	¥77.68	—	—	—
	円換算額【⑤×⑥】(注2)	⑦ —	¥321,455,997	—	—	—
	小計	⑧	¥321,455,997			
本件弁護士報酬相当額のうち、 原告丙に帰属する金額 【別表6「原告丙」④欄】		⑨	¥41,830,201			
原告丙が受領した本件和解金の額 【④+⑧+⑨】		⑩	¥858,783,883			
上記⑩のうち、非課税となる金額 【別表5-3「⑧」欄】		⑪	¥447,571,646			
本件和解金に係る雑所得の総収入金額 【⑩-⑪】		⑫	¥411,212,237			
本件和解金に係る雑所得の必要経費 【別表6「原告丙」⑫欄】		⑬	¥20,144,412			
本件和解金に係る雑所得の金額 【⑫-⑬】		⑭	¥391,067,825			

(注1) 平成23年3月28日におけるTTMレート(乙26の1)。

(注2) 円以外の通貨分については、円未満の端数を切捨て。

(注3) 最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート(乙26の2)。

別表 5 - 1

原告甲が受領した本件和解金の額のうち、非課税となる金額（被告主張額）

			円 (JPY)	米ドル (USD)	豪ドル (AUD)	ニュージーランドドル (NZD)	
Cに運用を委託したと認められる資金の元本	原告甲に係る本件入金額【別表7「原告甲」合計欄】	①	¥4,628,289,217	14,705,268.84	—	—	
	原告甲に係る本件出金額【別表8-1合計欄】	②	¥1,776,668,990	19,075,100.00	—	—	
	差引金額【①-②】（注1）	③	¥2,851,620,227	(4,369,831.16)	0.00	0.00	
本件各口座（原告甲名義）の平成22年3月31日における口座残高【乙18の1】			④	¥370,603,779	126,876.24	378,193.75	2,942.35
非課税となる金額	通貨ごとの金額【③-④】（注1）	⑤	¥2,481,016,448	(4,496,707.40)	(378,193.75)	(2,942.35)	
	為替レート（注2）	⑥	—	¥93.04	¥85.28	¥66.10	
	円換算額【⑤×⑥】（注1・3）	⑦	¥2,481,016,448	(¥418,373,656)	(¥32,252,363)	(¥194,489)	
	合計	⑧				¥2,030,195,940	

別表 5 - 2

原告乙が受領した本件和解金の額のうち、非課税となる金額

			円 (JPY)	米ドル (USD)	豪ドル (AUD)	ニュージーランドドル (NZD)	
Cに運用を委託したと認められる資金の元本	原告乙に係る本件入金額【別表7「原告乙」合計欄】	①	¥811,702,062	351,694.42	—	—	
	原告乙に係る本件出金額【別表8-2合計欄】	②	¥297,000,000	1,000,000.00	—	—	
	差引金額【①-②】（注1）	③	¥514,702,062	(648,305.58)	0.00	0.00	
本件各口座（原告乙名義）の平成22年3月31日における口座残高【乙18の2】			④	¥40,684,324	0.00	1,461.27	104.74
非課税となる金額	通貨ごとの金額【③-④】（注1）	⑤	¥474,017,738	(648,305.58)	(1,461.27)	(104.74)	
	為替レート（注2）	⑥	—	¥93.04	¥85.28	¥66.10	
	円換算額【⑤×⑥】（注1・3）	⑦	¥474,017,738	(¥60,318,351)	(¥124,617)	(¥6,923)	
	合計	⑧				¥413,567,847	

別表 5 - 3

原告丙が受領した本件和解金の額のうち、非課税となる金額

			円 (JPY)	米ドル (USD)	豪ドル (AUD)	ニュージーランドドル (NZD)	
Cに運用を委託したと認められる資金の元本	原告丙に係る本件入金額【別表7「原告丙」合計欄】	①	¥776,000,712	142,600.64	—	—	
	原告丙に係る本件出金額【別表8-3合計欄】	②	¥264,700,000	523,222.00	—	—	
	差引金額【①-②】（注1）	③	¥511,300,712	(380,621.36)	0.00	0.00	
本件各口座（原告丙名義）の平成22年3月31日における口座残高【乙18の3】			④	¥28,111,219	130.95	2,179.63	102.50
非課税となる金額	通貨ごとの金額【③-④】（注1）	⑤	¥483,189,493	(380,752.31)	(2,179.63)	(102.50)	
	為替レート（注2）	⑥	—	¥93.04	¥85.28	¥66.10	
	円換算額【⑤×⑥】（注1・3）	⑦	¥483,189,493	(¥35,425,194)	(¥185,878)	(¥6,775)	
	合計	⑧				¥447,571,646	

(注1) 括弧内の金額は、赤字を表す。

(注2) 平成22年3月31日におけるTMMレート（乙26の3）。

(注3) 円以外の通貨分については、円未満の端数を切捨て。

本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額（被告主張額）

		原告甲	原告乙	原告丙	
本件弁護士報酬	報酬総額〔乙7〕	①	甲家4名合計 4,600,000米ドル		
	各人の本件指示書分の取得割合 分子：各人の本件指示書分〔乙6〕 【別表4-1ないし4-3各⑤欄】 分母：最終支払分3995万米ドルから 本件弁護士報酬を控除した金額	②	(単位：米ドル)		
	為替レート（注1）	③	¥77.68		
	円換算額【①×②×③】（注2）	④	¥123,347,716	¥58,114,239	¥41,830,201
	送金手数料（注3）	⑤	¥3,952	¥3,952	¥3,952
その他の費用	Mに対して支払った活動費用等	⑥	¥17,000,000	—	—
	Oに対して支払った報酬	⑦	¥867,000	—	—
	原告丙の渡航費用等	⑧	—	—	¥235,839
	小計【⑥+⑦+⑧】	⑨	¥17,867,000	¥0	¥235,839
	本件和解金を得るために支出した費用の合計額 【④+⑤+⑨】	⑩	¥141,218,668	¥58,118,191	¥42,069,992
	各人が受領した本件和解金のうち、課税部分（雑所得の総収入金額）の占める割合 分子：各人の本件和解金に係る雑所得の 総収入金額【別表4-1ないし4-3各⑩欄】 分母：各人が受領した本件和解金の額 【別表4-1ないし4-3各⑩欄】	⑪	$\frac{2,158,496,838}{4,188,692,778}$	$\frac{640,576,155}{1,054,144,002}$	$\frac{411,212,237}{858,783,883}$
	本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額【⑩×⑪】（注2）	⑫	¥72,772,119	¥35,316,928	¥20,144,412

(注1) 最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるT T Mレート（乙26の2）。

(注2) 円未満の端数を切上げ。

(注3) 送金手数料50.74米ドルに送金日の平成23年12月19日におけるT T Mレート77.88円（乙26の4）を乗じた金額（円未満の端数を切上げ。）。

原告甲に係る主張額等対比表

別表 9 - 1

項目		原告甲更正処分等	被告主張額	
総所得金額 (②+③+④+⑤)		①	1,857,103,819	2,198,463,400
内 訳	利子所得の金額	②	8,929,353	8,929,353
	配当所得の金額	③	91,925,521	91,925,521
	不動産所得の金額	④	163,450	163,450
	雑所得の金額	⑤	1,756,085,495	2,097,445,076
所得控除の額の合計額		⑥	1,299,680	1,299,680
課税総所得金額		⑦	1,855,804,000	2,197,163,000
課税総所得金額に対する税額		⑧	739,525,600	876,069,200
源泉徴収税額		⑨	2,053,917	2,053,917
申告納税額 (⑧-⑨)		⑩	737,471,600	874,015,200
予定納税額		⑪	217,800	217,800
納付すべき税額 (⑩-⑪)		⑫	737,253,800	873,797,400
過少申告加算税		⑬	68,473,500	68,473,500

原告乙に係る主張額等対比表

別表 9 - 2

項目		原告乙更正処分等	被告主張額	
総所得金額 (②+③+④)		①	589,669,152	619,930,016
内 訳	利子所得の金額	②	13,178,478	13,178,478
	不動産所得の金額	③	75,583	75,583
	雑所得の金額	④	576,415,091	606,675,955
所得控除の額の合計額		⑤	512,900	512,900
課税総所得金額		⑥	589,156,000	619,417,000
課税総所得金額に対する税額		⑦	232,866,400	244,970,800
源泉徴収税額		⑧	239,157	239,157
申告納税額 (⑦-⑧)		⑨	232,627,200	244,731,600
予定納税額		⑩	394,200	394,200
納付すべき税額 (⑨-⑩)		⑪	232,233,000	244,337,400
過少申告加算税		⑫	12,719,000	12,719,000

原告丙に係る主張額等対比表

別表 9 - 3

項目		原告丙更正処分等	被告主張額	
総所得金額 (②+③+④)		①	362,907,611	392,697,775
内 訳	利子所得の金額	②	1,689,311	1,689,311
	不動産所得の金額	③	△59,361	△59,361
	雑所得の金額	④	361,277,661	391,067,825
所得控除の額の合計額		⑤	1,376,117	1,376,117
課税総所得金額		⑥	361,531,000	391,321,000
課税総所得金額に対する税額		⑦	141,816,400	153,732,400
源泉徴収税額		⑧	—	—
申告納税額 (⑦-⑧)		⑨	141,816,400	153,732,400
予定納税額		⑩	—	—
納付すべき税額 (⑨-⑩)		⑪	141,816,400	153,732,400
過少申告加算税		⑫	9,567,500	9,567,500

(注1) 「原告乙更正処分等」欄は、本件裁決により一部取り消された後のもの、「原告丙更正処分等」欄は、本件裁決及び原告丙再更正処分等により一部取り消され、減額された後のもの。

(注2) 別表 9 - 3 の「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

原告甲の本件和解金に係る雑所得の金額（裁判所認定額）

			円 (JPY)	米ドル (USD)
3月28日分	受領金額 〔乙5の1〕	①	¥668,070,530	30,042,612.00
	為替レート（注1）	②	—	¥81.53
	円換算額【①×②】（注2）	③	¥668,070,530	¥2,449,374,156
	小計	④		¥3,117,444,686
本件指示書分	受領金額 〔乙6〕	⑤	—	12,202,631.00
	為替レート（注3）	⑥	—	¥77.68
	円換算額【⑤×⑥】（注2）	⑦	—	¥947,900,376
	小計	⑧		¥947,900,376
本件弁護士報酬相当額のうち、原告甲に帰属する金額【別表13「原告甲」④欄】		⑨		¥123,347,716
原告甲が受領した本件和解金の額【④+⑧+⑨】		⑩		¥4,188,692,778
上記⑩のうち、非課税となる金額【別表12「⑧」欄】		⑪		¥2,464,351,581
本件和解金に係る雑所得の総収入金額【⑩-⑪】		⑫		¥1,724,341,197
本件和解金に係る雑所得の必要経費【別表13「原告甲」⑫欄】		⑬		¥58,134,884
本件和解金に係る雑所得の金額【⑫-⑬】		⑭		¥1,666,206,313

（注1）平成23年3月28日におけるTTMレート（乙26の1）。

（注2）米ドル分については、円未満の端数を切捨て。

（注3）最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート（乙26の2）。

原告甲が受領した本件和解金の額のうち、非課税となる金額（裁判所認定額）

			円 (JPY)	米ドル (USD)	豪ドル (AUD)	ニュージーランドドル (NZD)
Cに運用を 委託したと 認められる 資金の元本	原告甲に係る本件入金額 【別表14「原告甲」合計欄】	①	¥4,758,488,202	17,972,214.84	—	—
	原告甲に係る本件出金額 【別表8-1合計欄】	②	¥1,776,668,990	19,075,100.00	—	—
	差引金額【①-②】（注1）	③	¥2,981,819,212	(1,102,885.16)	0.00	0.00
本件各口座（原告甲名義）の平成22年3月31日に おける口座残高〔乙18の1〕		④	¥370,603,779	126,876.24	378,193.75	2,942.35
非課税と なる金額	通貨ごとの金額【③-④】（注1）	⑤	¥2,611,215,433	(1,229,761.40)	(378,193.75)	(2,942.35)
	為替レート（注2）	⑥	—	¥93.04	¥85.28	¥66.10
	円換算額【⑤×⑥】（注1・3）	⑦	¥2,611,215,433	(¥114,417,000)	(¥32,252,363)	(¥194,489)
	合計	⑧				¥2,464,351,581

（注1）括弧内の金額は、赤字を表す。

（注2）平成22年3月31日におけるTTMレート（乙26の3）。

（注3）円以外の通貨分については、円未満の端数を切捨て。

本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額（裁判所認定額）

		原告甲	原告乙	原告丙	
本件弁護士報酬	報酬総額〔乙7〕	①	甲家4名合計 4,600,000米ドル		
	各人の本件指示書分の取得割合 分子：各人の本件指示書分〔乙6〕 【別表4-2, 4-3及び11各⑤欄】 分母：最終支払分3995万米ドルから 本件弁護士報酬を控除した金額	②	(単位：米ドル)		
			<u>12,202,631</u> 35,350,000	<u>5,749,167</u> 35,350,000	<u>4,138,208</u> 35,350,000
	為替レート（注1）	③	¥77.68		
円換算額【①×②×③】（注2）	④	¥123,347,716	¥58,114,239	¥41,830,201	
送金手数料（注3）	⑤	¥3,952	¥3,952	¥3,952	
その他の費用	Mに対して支払った活動費用等	⑥	¥17,000,000	—	—
	Oに対して支払った報酬	⑦	¥867,000	—	—
	原告丙の渡航費用等	⑧	—	—	¥235,839
	小計【⑥+⑦+⑧】	⑨	¥17,867,000	¥0	¥235,839
本件和解金を得るために支出した費用の合計額 【④+⑤+⑨】	⑩	¥141,218,668	¥58,118,191	¥42,069,992	
各人が受領した本件和解金のうち、課税部分（雑所得の総収入金額）の占める割合 分子：各人の本件和解金に係る雑所得の総収入金額【別表4-2, 4-3及び11各⑩欄】 分母：各人が受領した本件和解金の額【別表4-2, 4-3及び11各⑩欄】	⑪	<u>1,724,341,197</u> 4,188,692,778	<u>640,576,155</u> 1,054,144,002	<u>411,212,237</u> 858,783,883	
本件和解金に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額【⑩×⑪】（注2）	⑫	¥58,134,884	¥35,316,928	¥20,144,412	

(注1) 最終支払分に係る各人の受領額が確定した平成23年12月12日におけるTTMレート（乙26の2）。

(注2) 円未満の端数を切上げ。

(注3) 送金手数料50.74米ドルに送金日の平成23年12月19日におけるTTMレート77.88円（乙26の4）を乗じた金額（円未満の端数を切上げ。）。

別表 7 から別表 8 - 3 まで省略

別表 1 0 省略

別表 1 4 省略